

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

芦別市における住民基本台帳に基づく過去 10 年の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 に示すとおりである。

芦別市の人口及び世帯数は、減少傾向にある。

表 3.2-1 芦別市における過去 10 年の人口及び世帯数の推移

2015 年～2024 年：各年 1 月 1 日時点

年	人 口 (人)			世帯数
	総 数	男	女	
2015 年	15,404	7,036	8,368	8,255
2016 年	14,974	6,844	8,130	8,105
2017 年	14,512	6,633	7,879	7,927
2018 年	14,014	6,393	7,621	7,727
2019 年	13,635	6,222	7,413	7,594
2020 年	13,204	6,036	7,168	7,418
2021 年	12,774	5,856	6,918	7,255
2022 年	12,430	5,688	6,742	7,134
2023 年	11,976	5,494	6,482	6,974
2024 年	11,571	5,331	6,240	6,815

出典：「住民基本台帳人口・世帯数」（北海道 HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/900br/index2.html>）、2025 年 7 月確認

(2) 産業の状況

(a) 産業構造及び産業配置

芦別市における2020年の産業別就業者数及び就業人口比率は、表3.2-2に示すとおりである。

芦別市の就業人口比率は「製造業」が最も高く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」が高い。

表 3.2-2 芦別市における2020年の産業別就業者数及び就業人口比率

部 門	大分類	芦別市	
		(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	547	10.3
	漁業	-	-
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	34	0.6
	建設業	394	7.4
	製造業	1015	19.1
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	26	0.5
	情報通信業	6	0.1
	運輸業、郵便業	200	3.8
	卸売業、小売業	650	12.2
	金融業、保険業	56	1.1
	不動産業、物品賃貸業	28	0.5
	学術研究、専門・技術サービス業	37	0.7
	宿泊業、飲食サービス業	239	4.5
	生活関連サービス業、娯楽業	261	4.9
	教育、学習支援業	147	2.8
	医療、福祉	860	16.2
	複合サービス事業	65	1.2
	サービス業（他に分類されないもの）	404	7.6
	公務（他に分類されるものを除く）	313	5.9
分類不能の産業		26	0.5
総 数		5,308	100.0

出典：「令和2年国勢調査」（総務省統計局 HP <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>）、2025年7月確認

(b) 生產品目、生産量及び生産額

ア. 農 業

芦別市における 2023 年の農業産出額は、表 3.2-3 に示すとおりである。

農業産出額は、芦別市は「米」が最も高く、次いで「鶏」が高い。

表 3.2-3 芦別市における 2023 年の農業産出額

種 別		芦別市
耕種	米	174
	麦 類	1
	雑 穀	3
	豆 類	0
	いも類	4
	野 菜	39
	果 実	9
	花 き	13
	工芸農作物	0
	茶	-
	その他作物	3
畜産	肉用牛	12
	乳用牛	18
	生乳	17
	豚	-
	鶏	40
	鶏 卵	x
	ブロイラー	-
その他畜産物	0	
加工農産物	-	
合計		314

※ 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

※※ 芦別市では「x」の値により、各項目を合計した値は表の「合計」と一致しない。

出典：「令和 5 年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省 HP

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html）、2025 年 7 月確認

イ. 林業

芦別市における2020年の所有形態別林野面積は、表3.2-4に示すとおりである。
芦別市の2020年の所有形態別林野面積は「国有林」が最も広く、次いで「私有林」が広い。

表 3.2-4 芦別市における2020年の所有形態別林野面積

(単位：ha)

区 分		芦別市
合 計		72,382
	国 有	64,962
	民 有	7,420
	独立行政法人等	15
	公 有	3,383
	私 有	4,022

出典：「2020年農林業センサス」（農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020/index.html>）、2025年7月確認

ウ. 商業

芦別市における2021年の商業の状況は、表3.2-5に示すとおりである。
2021年の年間商品販売額は、10,485百万円となっている。

表 3.2-5 芦別市における2021年の商業の状況

	芦別市
事業所数（事業所）	108
従業者数（人）	572
年間商品販売額（百万円）	10,485

出典：「令和3年経済センサスー活動調査 産業別集計（卸売業・小売業）」（経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/r3result/r03_index.html）、2025年7月確認

エ. 工業

芦別市における2020年の工業の状況は、表3.2-6に示すとおりである。
2020年の製造品出荷額等は、1,751,387百万円となっている。

表 3.2-6 芦別市における2020年の工業の状況

	芦別市
事業所数	22
従業者数（人）	1052
製造品出荷額等（百万円）	1,751,387

出典：2020年工業統計調査 地域別統計表(2019年実績)
(経済産業省 HP <https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/r02/kakuho/chiiki/index.html>)、2025年7月確認

3.2.2 土地利用の状況

(1) 土地利用

芦別市における地目別土地利用の状況は、表 3.2-7 に示すとおりである。

芦別市における地目別土地利用の状況（2017 年～2021 年）によれば、「山林」の面積が最も大きい。

事業実施想定区域及びその周囲の土地利用図は、図 3.2-1 に示すとおりである。

事業実施想定区域内は「荒地」、「森林」、「建物用地」、「その他の農用地」、「その他の用地」及び「河川地及び湖沼」で占められている。

表 3.2-7 芦別市における地目別土地利用の状況（2017 年～2021 年）

(単位：km²)

	芦別市
田	29.03
畑	10.08
宅地	6.45
鉱泉地	-
池沼	1.37
山林	758.06
牧場	5.02
原野	17.00
雑種地	6.24
その他	31.79
合計	865.04

※ 「-」は該当数字がないものを示す。

※※ 合計については四捨五入により数値が合わない。

出典：「第 130 回（令和 5 年）北海道統計書 市区町村別地目別面積」（北海道総合政策部計画局統計課 HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/920hsy/152976.html>）、2025 年 7 月確認

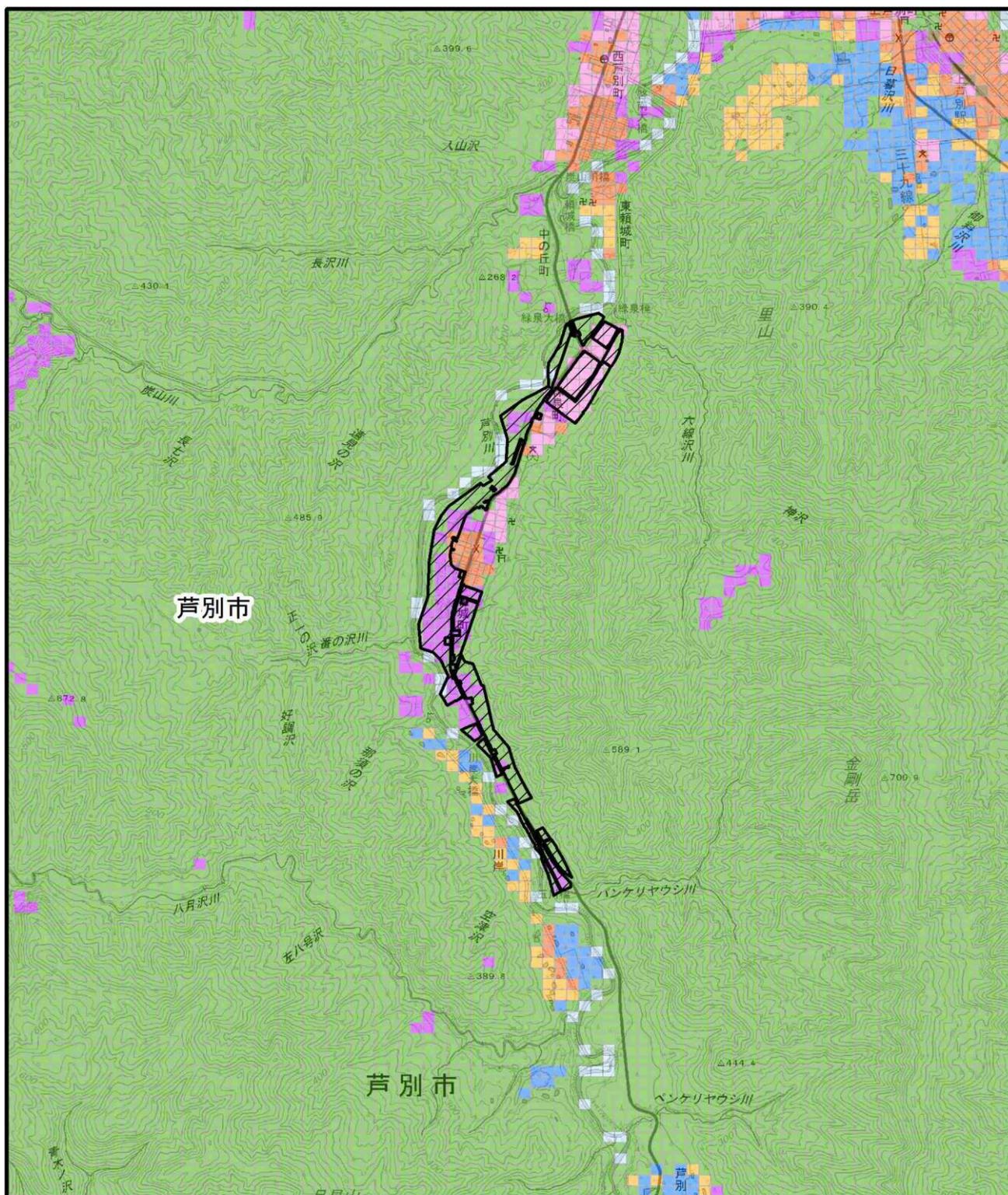
(2) 土地利用計画

(a) 都市計画法

芦別市における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正令和 6 年法律第 40 号）に基づく用途地域は図 3.2-2 に示すとおりであり、事業実施想定区域には指定は無く、その周囲では、芦別市街中心部に指定されている。

(b) 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づく土地利用基本計画の地域の指定状況は図 3.2-3～図 3.2-5 に示すとおりである。事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域には指定されていないが、都市計画地域には指定されている。



凡例

- | | |
|--|---|
|  事業実施想定区域 |  建物用地 |
|  田 |  鉄道 |
|  その他の農用地 |  その他の用地 |
|  森林 |  河川地及び湖沼 |
|  荒地 | |

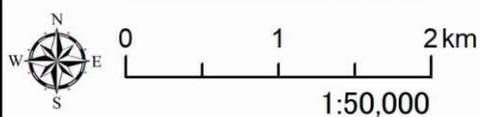
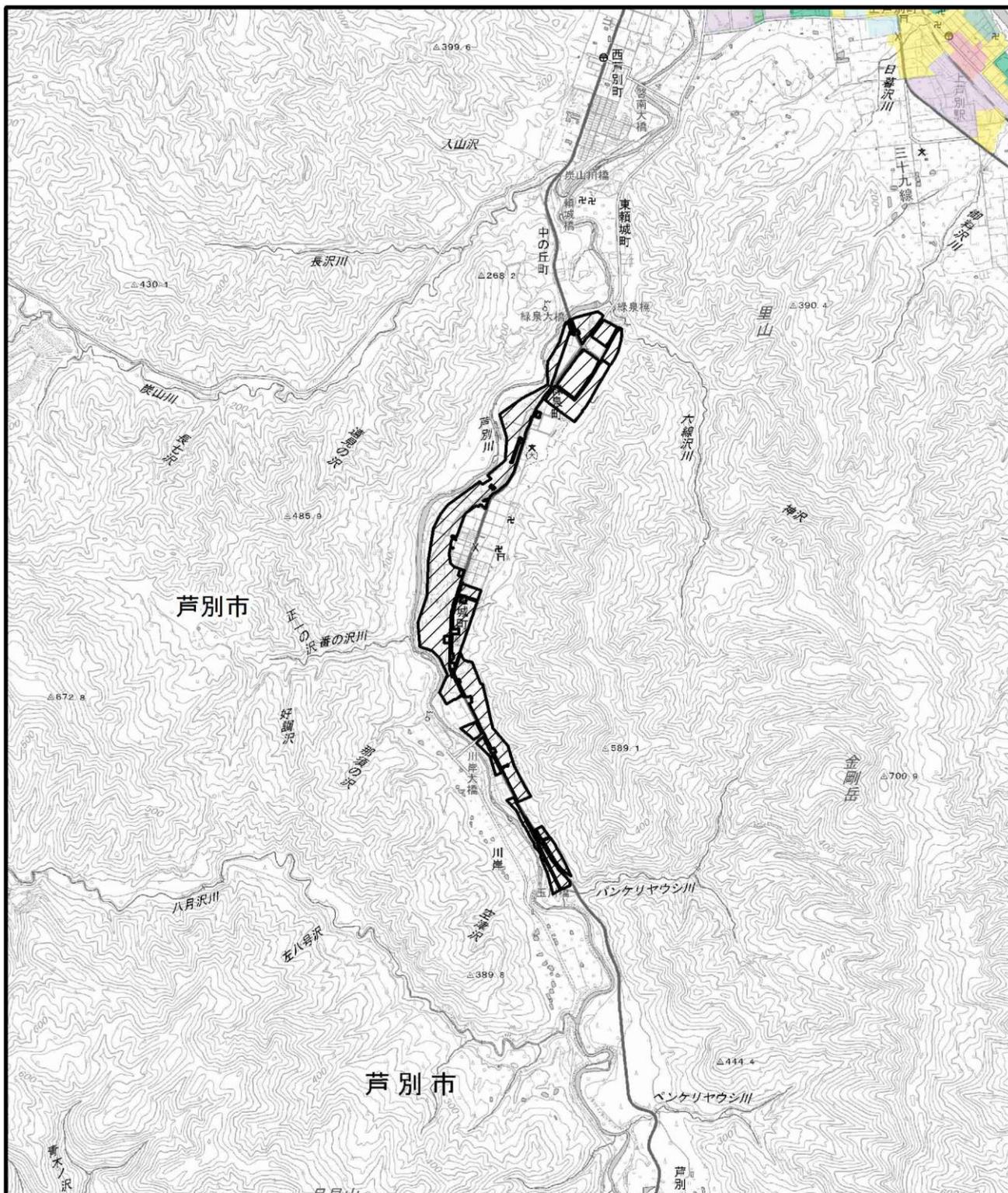


図 3.2-1 土地利用図

出典：「国土数値情報 土地利用細分メッシュ（2021年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認



- 凡例
- | | |
|--|---|
|  事業実施想定区域 |  第1種住居地域 |
|  第1種低層住居専用地域 |  近隣商業地域 |
|  第2種低層住居専用地域 |  準工業地域 |
|  第1種中高層住居専用地域 |  工業地域 |

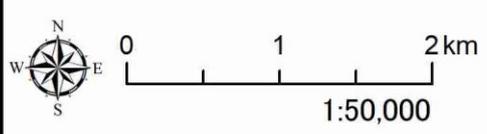
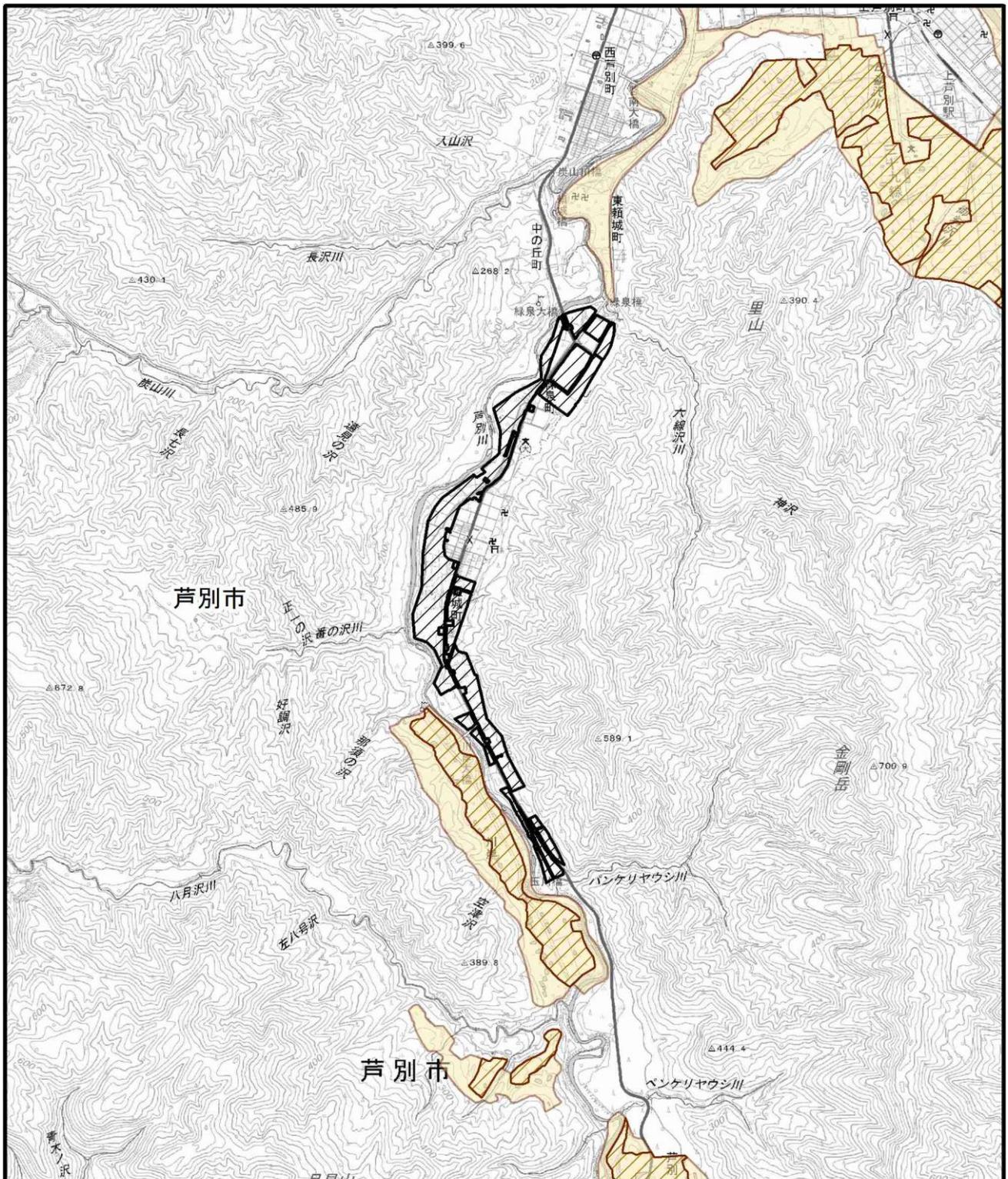


図 3.2-2 用途地域

出典：「都市計画決定 GIS データ (2023 年度)」(国土交通省 HP
https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000087.html)、
 2025 年 7 月確認



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 農業地域
 - 農用地区域

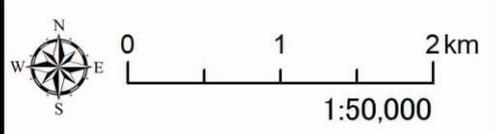
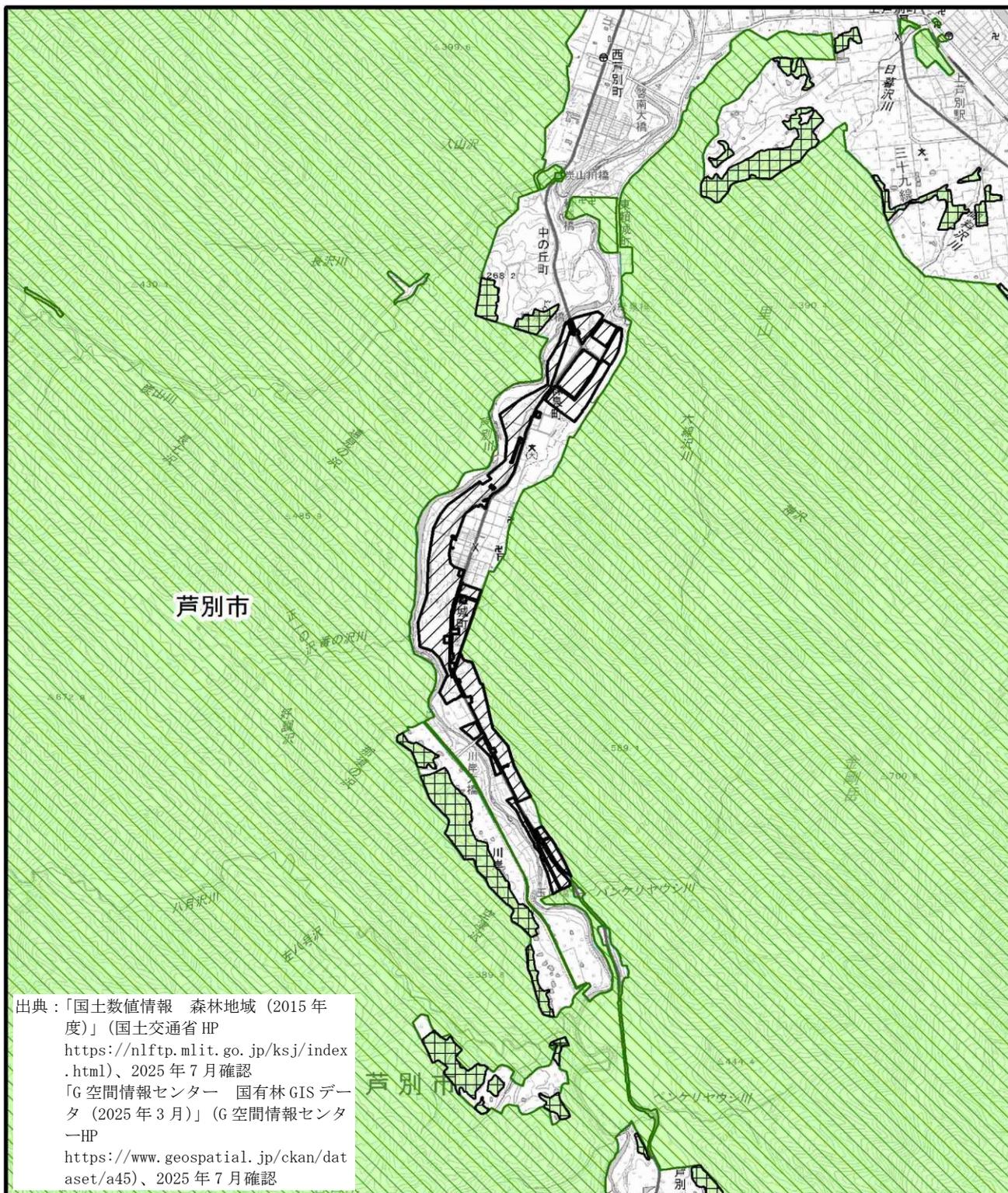


図 3.2-3 国土利用計画法
に基づく地域の指定状況

出典：「国土数値情報 農業地域（2015年度）」（国土交通省 HP
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認



出典：「国土数値情報 森林地域（2015年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認
 「G空間情報センター 国有林GISデータ（2025年3月）」（G空間情報センターHP <https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/a45>）、2025年7月確認

- 凡例
-  事業実施想定区域
 -  森林地域
 -  国有林
 -  地域森林計画対象民有林

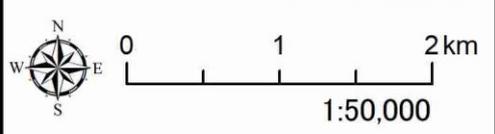
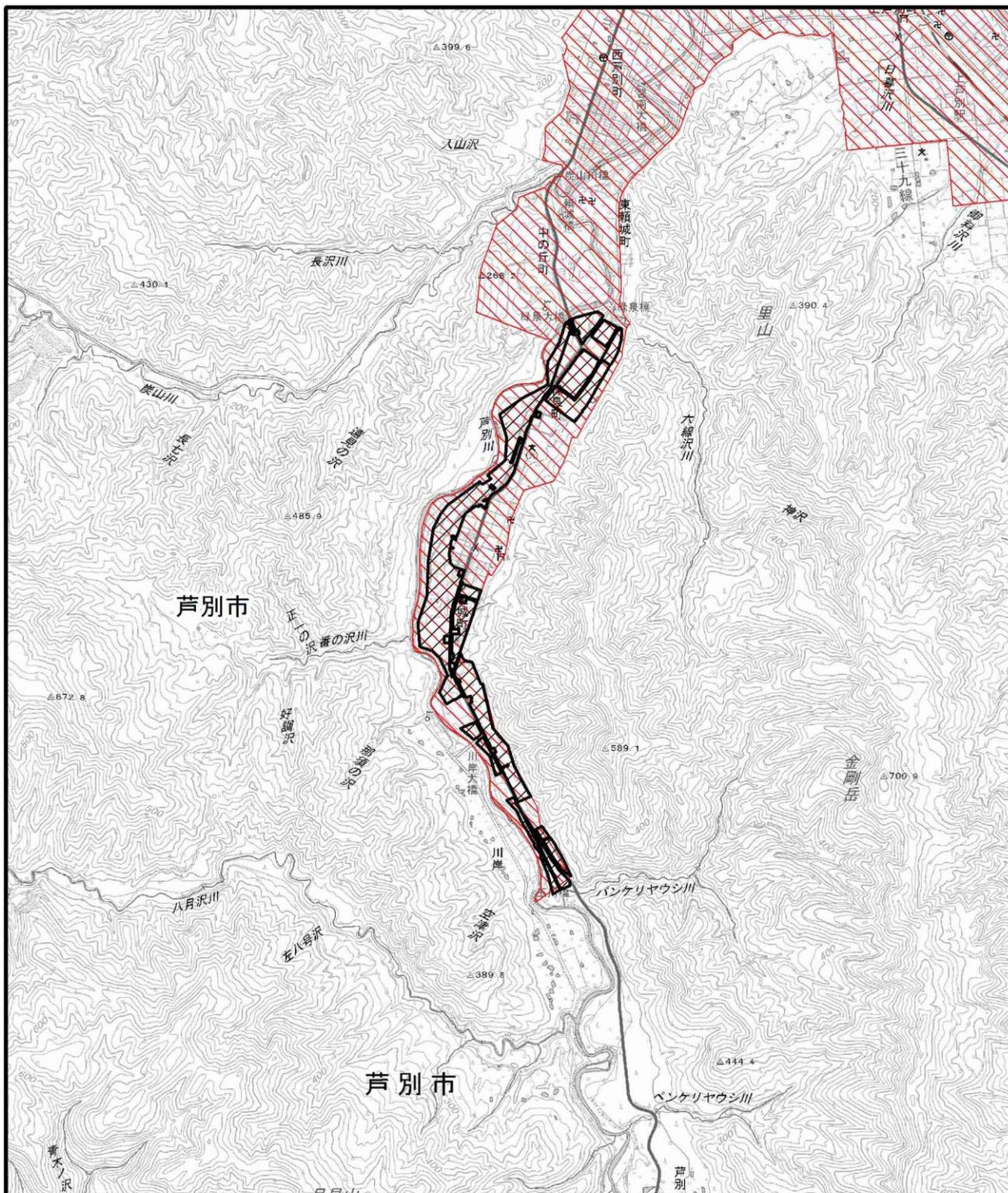


図 3.2-4 国土利用計画法に基づく地域の指定状況（森林地域等）



凡例

-  事業実施想定区域
-  都市計画区域

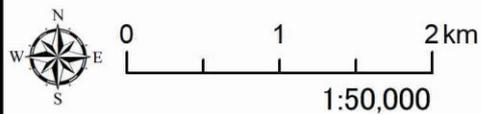


図 3.2-5 国土利用計画法
に基づく地域の指定状況
(都市計画区域)

出典：「都市計画決定 GIS データ (2023 年度)」(国土交通省 HP
https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000087.html)、
 2025 年 7 月確認

3.2.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における水象の状況は、図 3.1-3 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周囲には、主な河川として「芦別川」が、湖沼として「野花南湖」が存在する。

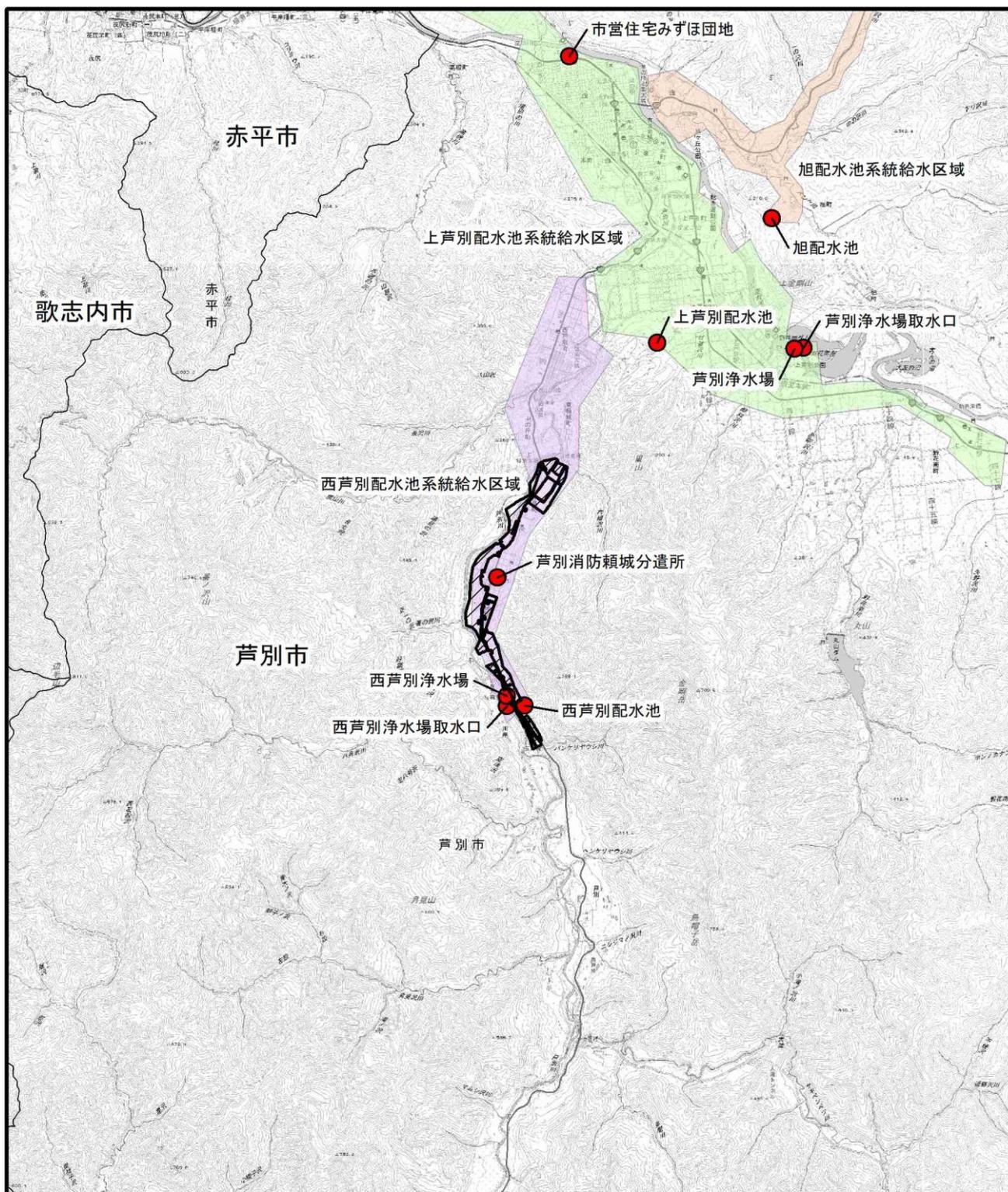
事業実施想定区域及びその周囲における取水、排水施設の位置と給水区域範囲は図 3.2-6 に示すとおりである。

なお、芦別町において、事業実施想定区域及びその周囲の河川における漁業権は設定されていない。また、保護水面、さけます増殖河川にも該当しない。

(2) 地下水の利用状況

芦別市では、水道水源として地下水が利用されている地域がある。事業実施想定区域周辺では川岸地区で11軒飲用井戸が設置されている。また、農業用、工業用、漁業用等のその他用途での地下水の利用は、確認されていない。

出典：「芦別市市民環境課への聞き取り結果」（2025年3月時点）



凡例

-  事業実施想定区域
-  浄水場
-  上芦別配水池系統給水区域
-  旭配水池系統給水区域
-  西芦別配水池系統給水区域

出典：「芦別市水安全計画 水質検査採水箇所図」（2015年10月、芦別市水道事業）

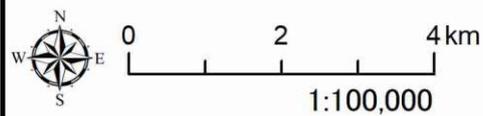


図 3.2-6 取水、排水施設の位置と給水区域範囲

3.2.4 交通の状況

(1) 陸上交通

(a) 道路

事業実施想定区域及びその周囲を通る主要な道路の交通センサス結果（2021年度）は表 3.2-8 に、事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の位置及び交通センサスの調査区間は図 3.2-7 に示すとおりである。

事業実施想定区域の中央を南北に一般国道 452 号が走っている。

表 3.2-8 事業実施想定区域及びその周囲を通る主要な道路の交通センサス結果（2021年度）

路線名	調査 単位 区間 番号	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量 ^注 (単位：台)		
				12 時間	24 時間	
一般国道	一般国道 38 号	10220	芦別赤平線	芦別赤平線	2,108	2,429
		10230	芦別赤平線	一般国道 452 号	5,550	6,515
		10240	一般国道 452 号	一般国道 452 号	4,132	4,997
		10250	一般国道 452 号	芦別砂川線	4,286	5,135
		10260	芦別砂川線	芦別市・富良野市境	4,822	5,642
	一般国道 452 号	10810	岩見沢三笠線	美唄富良野線	1,264	1,479
		10820	美唄富良野線	芦別砂川線	280	314
		10830	芦別砂川線	芦別砂川線	690	780
		10840	芦別砂川線	芦別砂川線	3,242	3,761
		10860	一般国道 38 号	野花南芦別線	835	935
	10870	野花南芦別線		679	754	
主要地方道	旭川芦別線	40080	芦別赤平線	一般国道 38 号	4,559	5,516
	赤平奈井江線	40420	芦別赤平線	赤平歌志内線	2,827	3,392
	芦別砂川線	40490	一般国道 38 号	一般国道 452 号	3,440	4,162
	芦別砂川線	40500	一般国道 452 号	芦別市・歌志内市境	30	33
	芦別砂川線	40510	芦別市・歌志内市境	赤平奈井江線	723	846
	芦別砂川線	40530	一般国道 452 号	一般国道 38 号	805	942
	美唄富良野線	40610	一般国道 452 号	芦別市・富良野市境	1,364	1,623
	芦別赤平線	60050	赤平奈井江線	一般国道 38 号	6,419	7,767
	高根平岸停車場線	60250		一般国道 38 号	170	197
	上芦別停車場線	60270	上芦別停車場野花南湖線	一般国道 38 号	1,331	1,584
	上芦別停車場野花南湖線	60450	上芦別停車場線		1,390	1,654
	芦別停車場線	60690		一般国道 38 号	3,842	4,649
	野花南芦別線	60850	芦別美瑛線	一般国道 452 号	221	263

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>）、2025 年 7 月確認

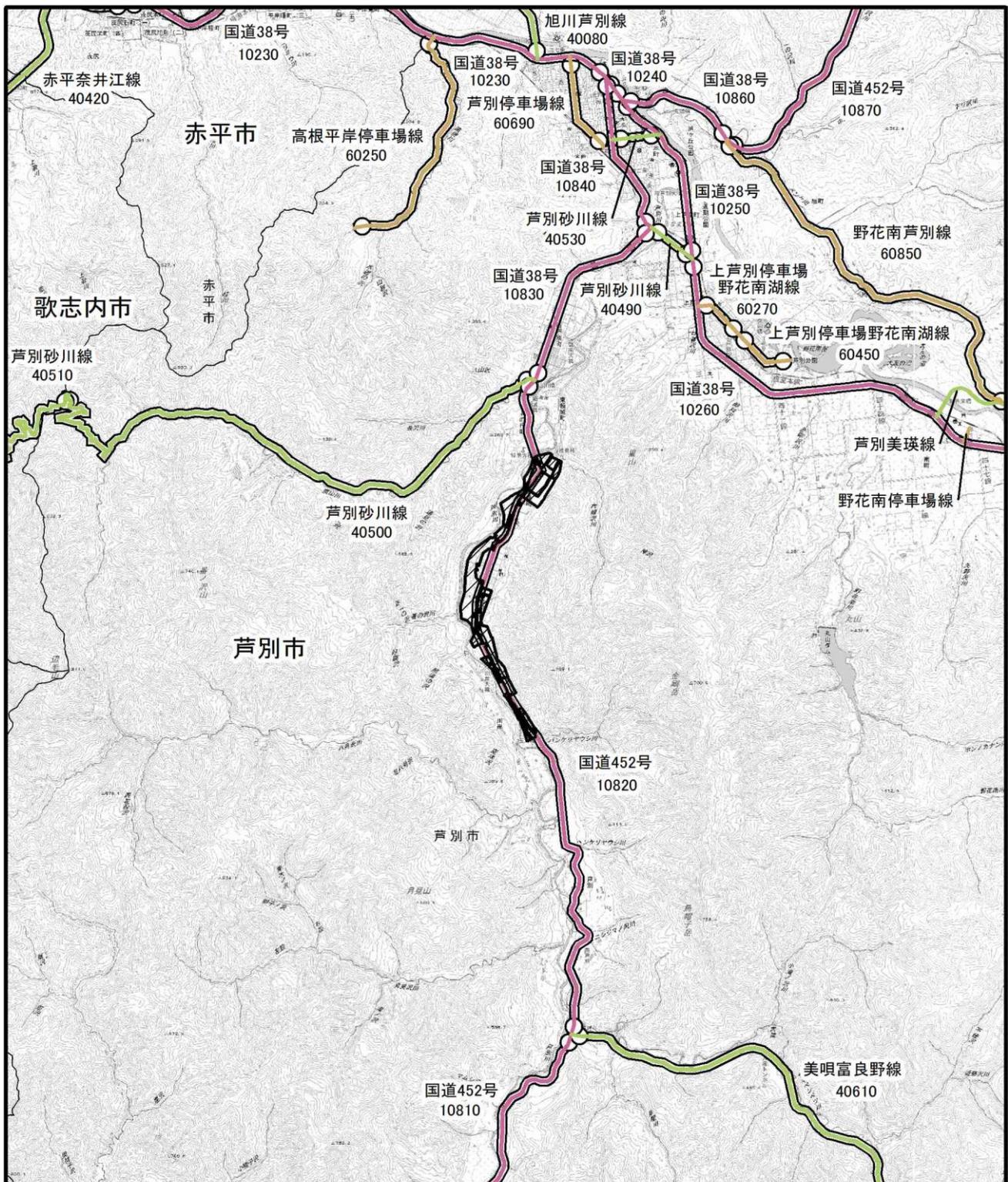
注 交通量の 12 時間とは 7 時～19 時の間の交通量を計上したものである。

(b) 鉄道

事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の位置は、図 3.2-8 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲では、北海道旅客鉄道（JR 北海道）根室線（滝川～富良野）が存在する。

出典：「2025 北海道の交通の状況」（北海道総合政策部交通政策局交通企画課 HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/sitetop1/191828.html>）、2025 年 7 月確認



凡例

-  事業実施想定区域
-  一般国道
-  主要地方道(都道府県道)
-  一般都道府県道
-  交通センサス調査区間

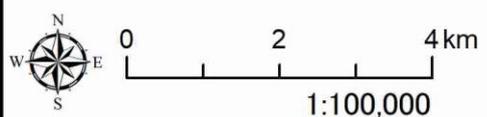
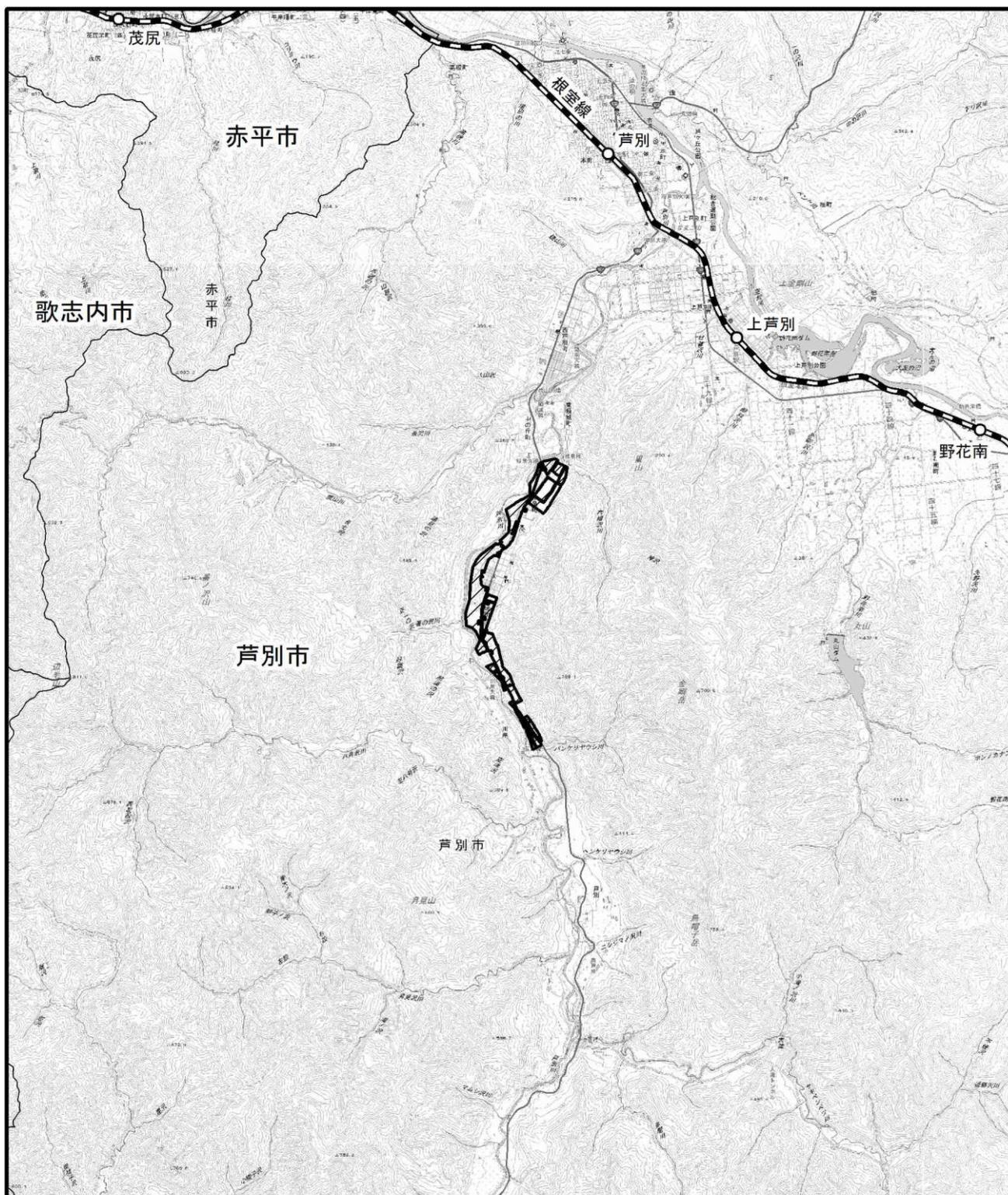


図 3.2-7 交通センサスの調査区間

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省 HP <https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/>)、2025年7月確認



凡例

-  事業実施想定区域
-  鉄道
-  駅

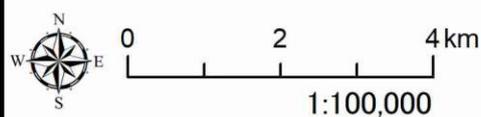


図 3.2-8 鉄道の位置

出典：「2025 北海道の交通の状況」（北海道総合政策部交通政策局交通企画課 HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/sitetop1/191828.html>）、
 2025年7月確認

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」と言う。）の所在地は表 3.2-9 に、配置の状況は図 3.2-9 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、保育・幼稚園 2 園、小学校 2 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、医療機関 5 院、福祉施設 5 施設が分布する。

事業実施想定区域から最も近い学校、病院及び福祉施設等は上芦別小学校であり事業実施想定区域からは、約 3.7km 離れている。

表 3.2-9 配慮が特に必要な施設の所在地

分類	施設名	所在地	事業実施想定区域からの距離 (km)
保育園	芦別市立つばさ保育園	芦別市本町 28 番地	約 5.5
幼稚園	認定こども園 芦別みどり幼稚園	芦別市南 1 条東 1 丁目 8 番地	約 5.3
小学校	芦別小学校	芦別市北 2 条東 1 丁目 1 番地	約 5.9
	上芦別小学校	芦別市上芦別町 79 番地	約 3.7
中学校	芦別中学校	芦別市北 6 条東 1 丁目 7 番地	約 6.8
高等学校	北海道芦別高等学校	芦別市本町 40-13	約 5.4
医療機関	医療法人仁恵会 中野記念病院	芦別市旭町 48 番地	約 6.3
	市立芦別病院	北海道芦別市本町 14	約 5.7
	橋本内科医院	芦別市北 1 条東 2 丁目 10 番地	約 5.6
	社会福祉法人 芦別慈恵園医務室	芦別市旭町 28 番地	約 6.5
	勤医協芦別平和診療所	芦別市北 2 条西 1 丁目 2	約 5.7
福祉施設	きっずていくあしべつ	芦別市北 7 条西 2 丁目 7 番地	約 6.8
	きっずていくさくらんぼ	芦別市本町 28 番地	約 5.5
	社会福祉法人 芦別慈恵園	芦別市旭町 28 番地	約 6.5
	芦別慈恵園かざぐるま	芦別市北 4 条西 2 丁目 12 番地	約 6.2
	ケアハウスあしべつ	芦別市本町 1065 番地 27	約 5.1

出典：「芦別市内の保育所等について（入所案内）」（芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/5848.html>）、2025 年 7 月確認

「芦別市立学校一覧」（芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/11608.html>）、2025 年 7 月確認

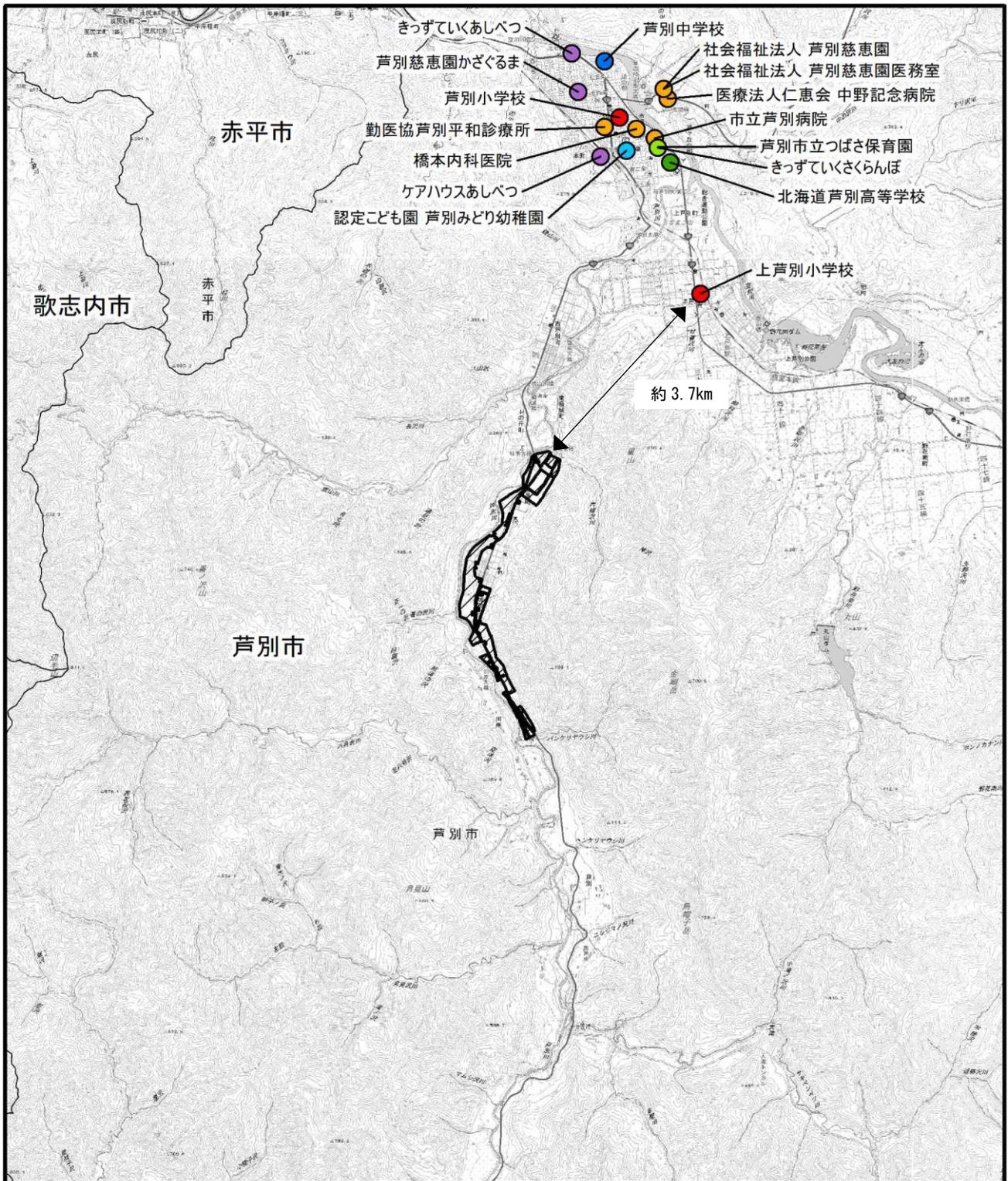
「公立高等学校一覧」（北海道教育委員会 HP <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kki/gakkou.html>）、2025 年 7 月確認

「医療機関・福祉施設」（芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/fukushi/kikanshisetsu/>）、2025 年 7 月確認

「障がい児福祉サービス事業所のご紹介」（芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/95383.html>）、2025 年 7 月確認

(2) 住宅の配置の概況

事業実施想定区域及びその周囲における住宅の配置の概況は、図 3.2-10 に示すとおりである。事業実施想定区域内には、数件の住宅が位置している。



- きっずていくあしべつ
- 芦別慈恵園かざぐるま
- 芦別小学校
- 勤医協 芦別平和診療所
- 橋本内科医院
- ケアハウスあしべつ
- 認定こども園 芦別みどり幼稚園
- 芦別中学校
- 社会福祉法人 芦別慈恵園
- 社会福祉法人 芦別慈恵園 医務室
- 医療法人 仁恵会 中野記念病院
- 市立 芦別病院
- 芦別市 立つばさ保育園
- きっずていくさくらんぼ
- 北海道 芦別高等学校

約 3.7km

- 凡例
- | | | | |
|--|----------|--|------|
| | 事業実施想定区域 | | 中学校 |
| | 保育園 | | 高等学校 |
| | 幼稚園 | | 医療機関 |
| | 小学校 | | 福祉施設 |

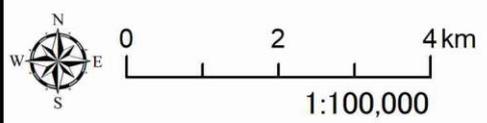
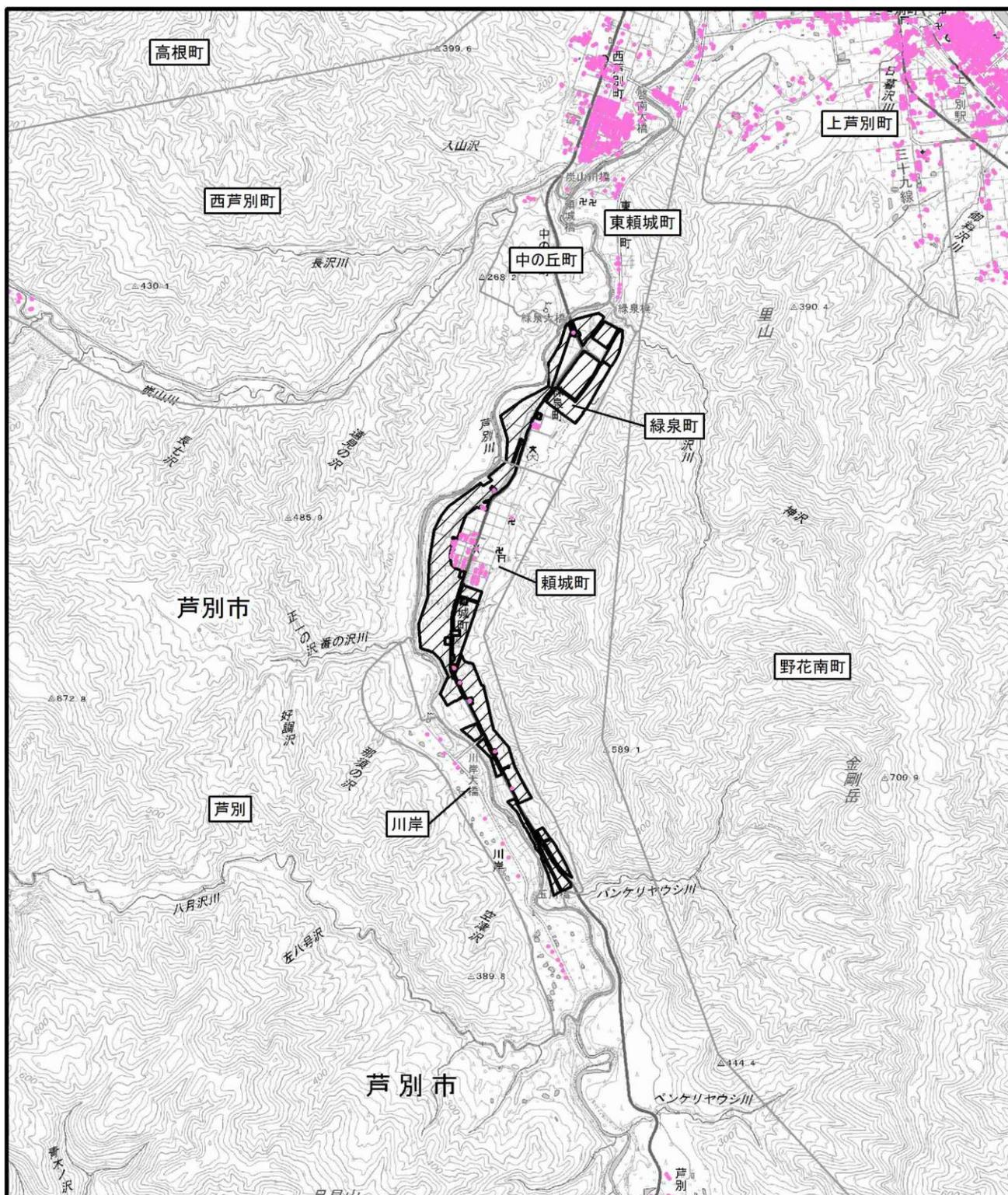


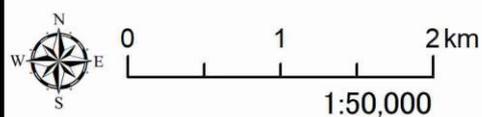
図 3.2-9 配慮が特に必要な施設の配置の状況

出典：表 3.2-9 に示すとおりである。



凡例

- 事業実施想定区域
- 住宅



出典：「基盤地図情報 建築物」（国土院HP

<https://fgd.gsi.go.jp/download/menu.php>）、2025年7月確認

注 出典の「建築物」データを基に住宅の位置を把握した。その中で、中の丘町、緑泉町、頼城町、東頼城町、川岸については、デジタルタウン地図（株式会社ゼンリン）により居住の可能性がある住宅を抽出した。

図 3.2-10 住宅の配置の概況

3.2.6 下水道の整備状況

芦別市における下水道処理人口普及率は、表 3.2-10 に示すとおりである。

下水道処理人口普及率は、88.8%となっている。

表 3.2-10 下水道処理人口普及率（2023 年度末）

市名	行政人口（人）	下水道処理人口（人）	下水道処理人口普及率（%）
芦別市	11,404	10,122	88.8

出典：「北海道の下水道・汚水処理普及状況」（令和5年度末、北海道建設部まちづくり局都市環境課 HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tnk/kgs/homepage/gesui/H24gesuidousyorihukyuujoyoukyou.html>）、2025年7月確認

3.2.7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

芦別市における一般廃棄物処理の状況は、表 3.2-11 に示すとおりである。

一般廃棄物のリサイクル率は、25.7%となっている。

表 3.2-11 一般廃棄物処理の状況（2023 年度）

市名	総排出量（t）	直接焼却量（t）	リサイクル率（%）	最終処分量（t）
芦別市	4,758	0	25.7	3,534

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果」（環境省 HP https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/stats.html）、2025年7月確認

(2) 産業廃棄物

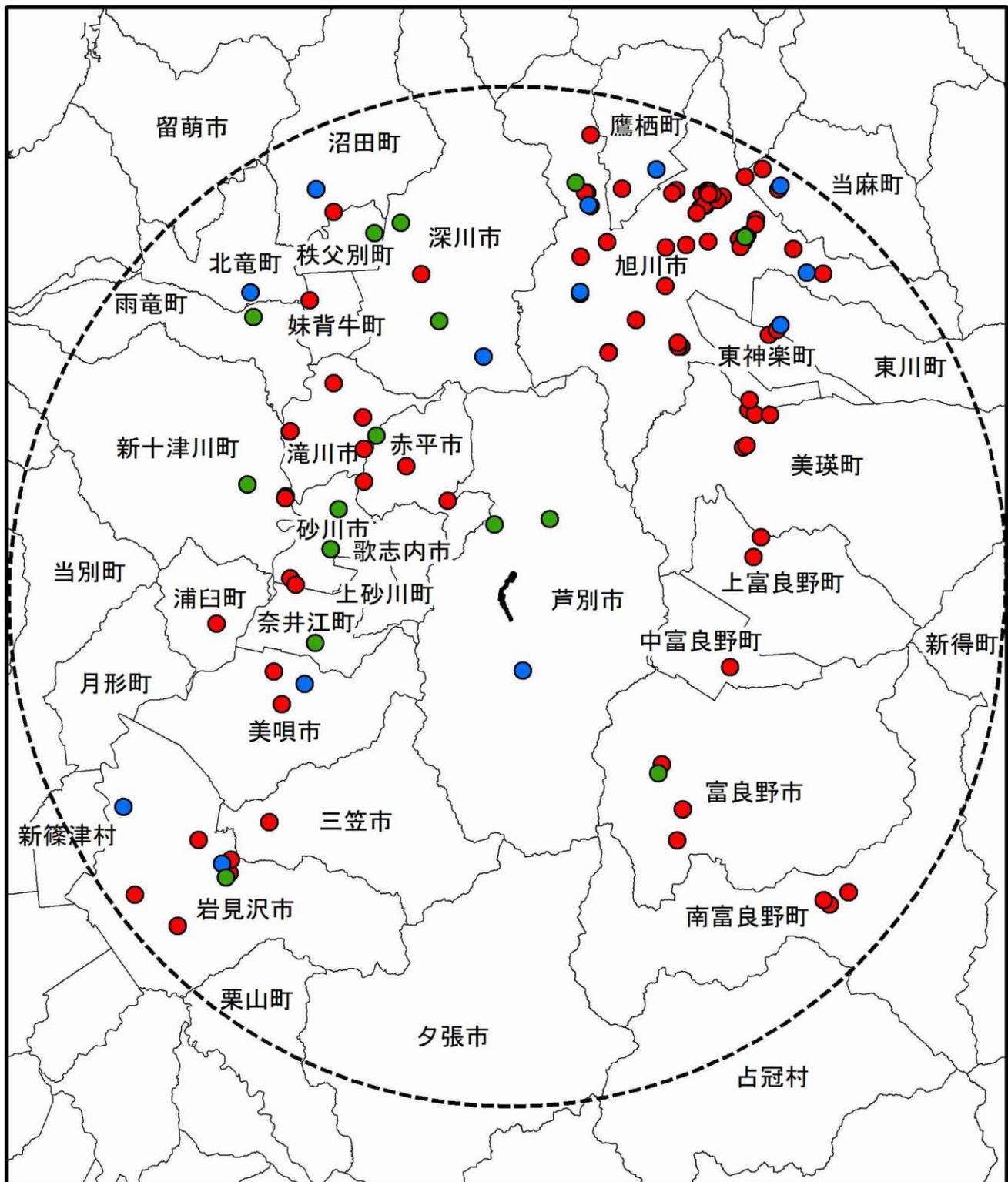
事業実施想定区域から半径50kmの範囲における産業廃棄物処理施設数は表 3.2-12 に、位置は図 3.2-11 に示すとおりである。

事業実施想定区域から半径50km以内には、中間処理施設88か所、最終処分場14か所及び中間処理施設・最終処分場16か所が存在しており、その内、芦別市内には最終処分場1か所及び中間処理施設・最終処分場2か所が存在している。

表 3.2-12 産業廃棄物処理施設数

市町名	中間処理施設	最終処分場	中間処理施設・最終処分場	市町名	中間処理施設	最終処分場	中間処理施設・最終処分場
旭川市	42	3	2	雨竜郡秩父別町			1
岩見沢市	6	2	2	雨竜郡雨竜町			1
美瑛市	2	1		雨竜郡北竜町		1	
芦別市		1	2	雨竜郡沼田町	1	1	
赤平市	3		1	上川郡鷹栖町	1	2	
三笠市	1			上川郡東神楽町	1		
滝川市	5			上川郡当麻町	3	1	
砂川市	2		2	上川郡東川町	1	1	
深川市	1	1	2	上川郡美瑛町	6		
富良野市	3		1	空知郡上富良野町	2		
空知郡奈井江町			1	空知郡中富良野町	1		
樺戸郡浦臼町	1			空知郡南富良野町	3		
樺戸郡新十津川町	2		1	合計	88	14	16
雨竜郡妹背牛町	1						

出典：「【全道版】産業廃棄物処理施設一覧(R060331 現在用)(外部公表用)」（北海道庁循環型社会推進課）、2025年7月確認
「産業廃棄物処分業許可業者一覧（令和7年4月1日現在）」（旭川市 HP <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/294/296/p002983.html>）、2025年7月確認



凡例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域から50kmの範囲
-  中間処理施設
-  最終処分場
-  中間処理施設・最終処分場

出典：【全道版】産業廃棄物処理施設一覧(R060331 現在用)(外部公表用) (北海道庁循環型社会推進課より入手)、2025年7月確認
「産業廃棄物処分業許可業者一覧(令和7年4月1日現在)」(旭川市HP <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/271/294/296/p002983.html>、2025年7月確認)



図 3.2-11 産業廃棄物処理施設等の位置

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

(a) 環境基準

ア. 大気汚染

大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号）に基づき全国一律に定められている。

大気汚染物質に係る環境基準は表3.2-13に、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準は表3.2-14に、微小粒子状物質に係る環境基準は表3.2-15に示すとおりである。

本事業において、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、最終改正：令和4年法律第68号）に規定する施設及び作業に該当するものはない。

表 3.2-13 大気汚染物質に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質 ^{注1}	光化学オキシダント ^{注2}	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注1 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

注2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正平成8年環境庁告示第73号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正平成8年環境庁告示第74号）

表 3.2-14 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正平成30年環境省告示第100号）

表 3.2-15 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	微小粒子状物質 ^注
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

注 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

イ. 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい条件として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正令和 3 年法律第 36 号）に基づき定められている。

北海道では、騒音に係る環境基準に関して表 3.2-16～表 3.2-18 に示す類型指定を行っている。騒音に係る環境基準の類型指定地域は図 3.2-12 に示すとおりである。

事業実施想定区域は騒音に係る環境基準の類型指定地域に該当しない。

表 3.2-16 騒音に係る環境基準（一般地域）及び北海道における該当地域

地域の 類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA ^{注1}	50dB 以下	40dB 以下	—
A ^{注2}	55dB 以下	45dB 以下	昭和 63 年北海道告示第 315 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあつては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
B ^{注3}			指定地域のうち、第 2 種区域（類型 A を当てはめる地域を除く。）
C ^{注4}	60dB 以下	50dB 以下	指定地域のうち、第 3 種区域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）

注 1 「AA」を当てはめる地域は、「療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。」とされており、北海道には AA 類型の地域指定はない。

注 2 「A」を当てはめる地域は、「専ら住居の用に供される地域とする。」とされており、北海道では、「昭和 63 年北海道告示第 315 号」により、表のとおり定めている。

注 3 「B」を当てはめる地域は、「主として住居の用に供される地域とする。」とされており、北海道では、「昭和 63 年北海道告示第 315 号」により、表のとおり定めている。

注 4 「C」を当てはめる地域は、「相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。」とされており、北海道では、「昭和 63 年北海道告示第 315 号」により、表のとおり定めている。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号）

表 3.2-17 自動車交通騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

※ 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※※ 幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として表 3.2-18 に掲げる基準値を適用する。

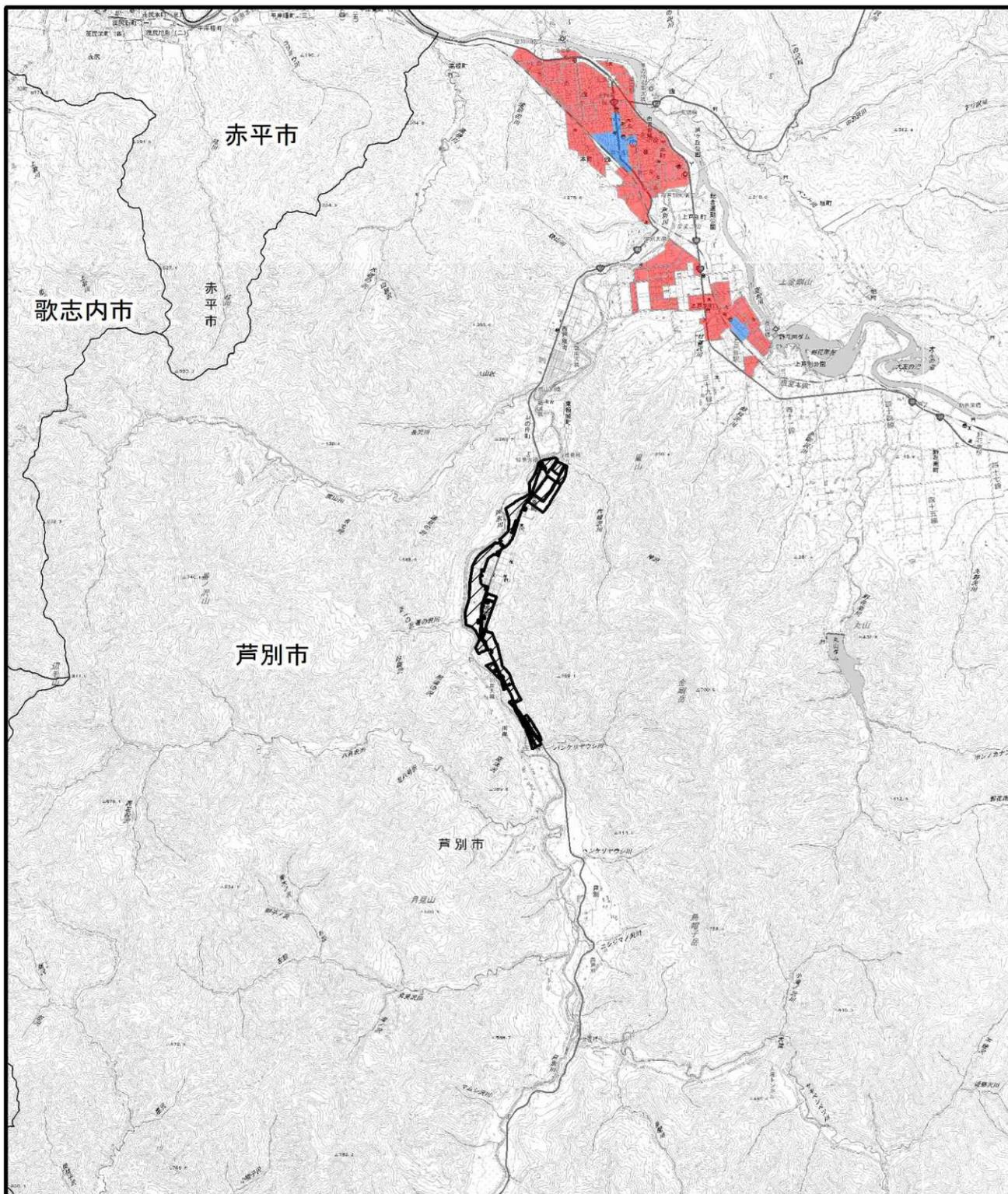
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号）

表 3.2-18 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70dB 以下	65dB 以下

※ 個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては、40dB 以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年環境省告示第 54 号）



凡例

-  事業実施想定区域
- 環境基準の類型指定地域
-  A類型
-  B類型

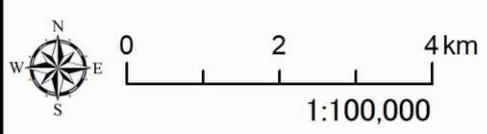


図 3.2-12 騒音に係る環境基準の
類型指定地域

出典：「騒音・振動規制地域」（北海道 HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146567.html>）、2025年
 7月確認

ウ. 水質汚濁

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正令和 3 年法律第 36 号）に基づき定められている。

環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2-19 に、生活環境の保全に関する環境基準は表 3.2-20(1) 及び(2)に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における水域類型の指定状況は、図 3.2-13 に示すとおりである。事業実施想定区域の周囲においては空知川下流が河川 B 類型に、空知川中流が河川 A 類型に指定されており、事業実施想定区域内には芦別川が河川 B 類型に指定されている。

表 3.2-19 水質に係る人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※※ 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※※※ 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

※※※※ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 5 号）

表 3.2-20(1) 水質に係る生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級・自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産 3 級・工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50 mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級・農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100 mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
- 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 5 号）

イ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

- 基準値は、年平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 5 号）

表 3.2-20(2) 水質に係る生活環境の保全に関する環境基準

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1 mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100ml以下
A	水道2、3級・水産2級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5 mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100ml以下
B	水道3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15 mg/L以下	5mg/L以上	-
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-
備考 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。 3. 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。 4. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。 5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和7年環境省告示第5号）

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 （「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正令和7年環境省告示第5号）

ウ

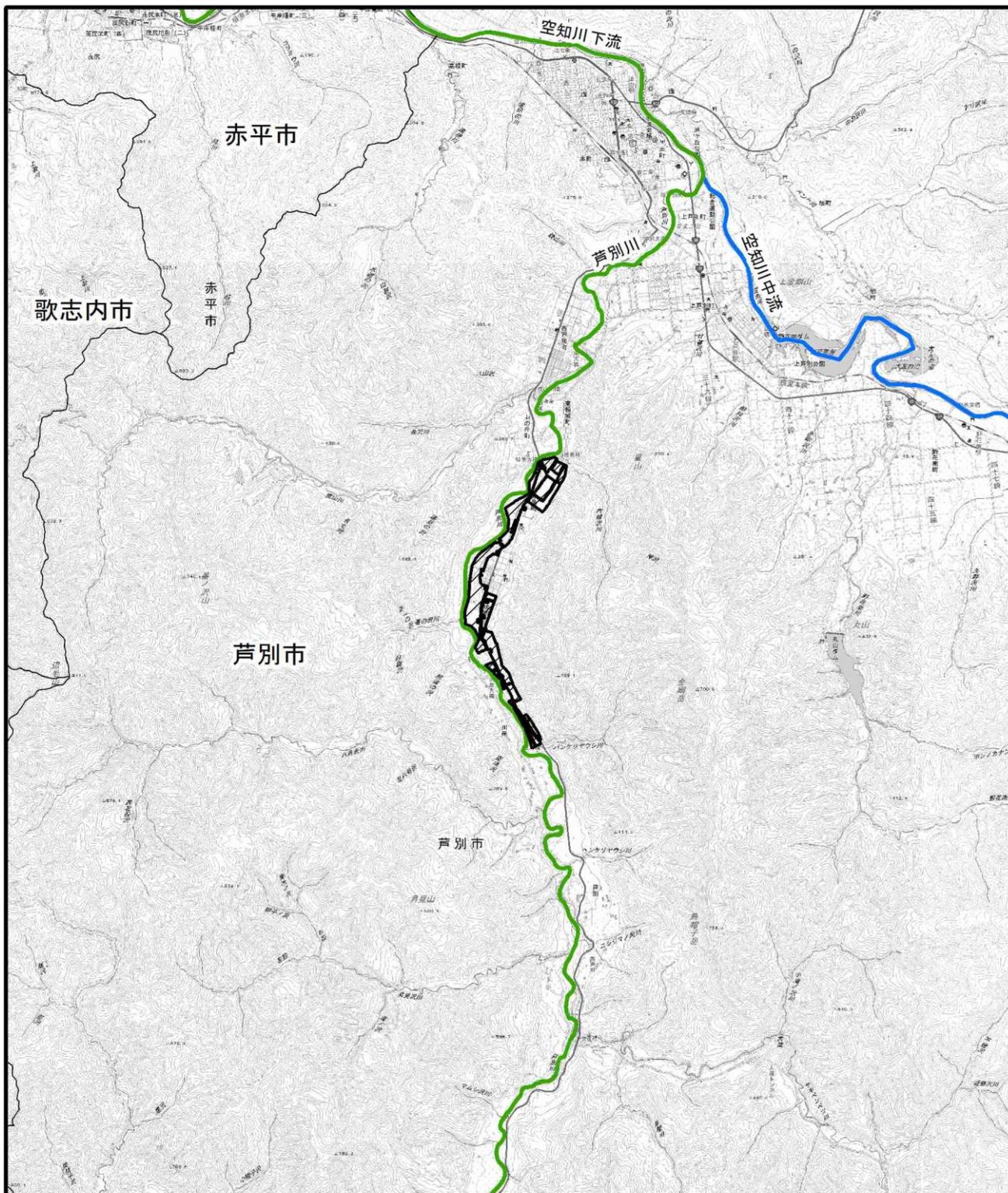
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 5 号）

エ

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 5 号）



凡例

▨ 事業実施想定区域

類型区分

— A

— B

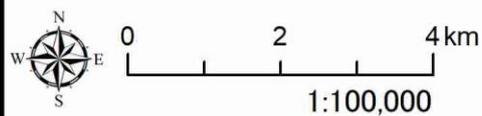


図 3.2-13 水域の生活環境の保全
に関する環境基準類型指定状況

出典：「水域類型指定状況」（北海道 HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/99058.html>）、2025 年
 7 月確認

エ. 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号、最終改正令和3年法律第36号)に基づき定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2-21に示すとおりである。

表 3.2-21 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※ 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※※ 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※※※ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※※※※ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正令和7年環境省告示第41号)

オ. 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正令和 3 年法律第 36 号）に基づき全国一律に定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2-22 に示すとおりである。

表 3.2-22 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

※ 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

※※ カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

※※※ 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

※※※※ 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

※※※※※ 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正令和 7 年環境省告示第 37 号）

カ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき全国一律に定められている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 3.2-23 に示すとおりである。

表 3.2-23 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

※ 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

※※ 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

※※※ 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

※※※※ 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正令和 4 年環境省告示第 89 号）

(b) 規制基準等

ア. 大気汚染

いおう酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正令和 6 年環境省令第 17 号）に基づき以下の式により算出したいおう酸化物の量とされている。この式において地域ごとに定められている K 値は、芦別市では 17.5^{※1}となっている。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q : いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K : 大気汚染防止法第三条第二項第一号で定める地域ごとの値

H e : 規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

なお、芦別市では、同法に基づく指定地域はない。

※1 「芦別市」は、「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号、最終改正令和 3 年政令第 275 号）の別表第三の区域において「一〇〇 前各号に掲げる区域以外の地域」に該当し、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正令和 6 年環境省告示第 17 号）の別表第一において「令別表第三第一〇〇号に掲げる区域」となることから、K 値は「17.5」となる。

イ. 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。

北海道の特定工場等において発生する騒音の規制基準は表 3.2-24 に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 3.2-25 に、自動車騒音の要請限度は表 3.2-26 に示すとおりである。

芦別市では、「特定工場において発生する騒音」、「特定建設作業に係る騒音」及び「自動車騒音の要請限度」について、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定はなく、北海道の基準が準用されている。

事業実施想定区域及びその周囲における騒音規制区域は、図 3.2-14 に示すとおりである。

事業実施想定区域及び近接する範囲には、騒音規制の第 2 種区域及び第 3 種区域、一部に第 4 種区域の指定がある。

表 3.2-24 特定工場等において発生する騒音の規制基準（北海道）

時間の区分 区域の区分	朝(6:00~8:00)	昼間	夜間
	夕(19:00~22:00)	(8:00~19:00)	(22:00~6:00)
第 1 種区域	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	45 デシベル	55 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	55 デシベル	65 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

出典 1 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省、農林省、通商産業省・運輸省告示 1 号、最終改正令和 2 年環境省告示第 35 号）

出典 2 騒音規制法の規定により特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和 46 年北海道告示第 3169 号）

※ 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（昭和 63 年北海道告示第 315 号）により、指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

※※ デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。

※※※ 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

※※※※ 騒音の測定方法は、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

表 3.2-25 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（北海道）

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	騒音 85 デシベル
	2号	
作業可能時刻	1号	午前7時から午後7時
	2号	午前6時から午後10時
最大作業時間	1号	1日あたり10時間
	2号	1日あたり14時間
最大連続作業日数	1号	連続6日間
	2号	
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日
	2号	

出典1 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号、最終改正令和2年環境省告示第35号）

出典2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定により知事が指定する区域（昭和46年告示第3170号、最終改正平成27年告示第337号）

※ 1号区域：騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域

騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域

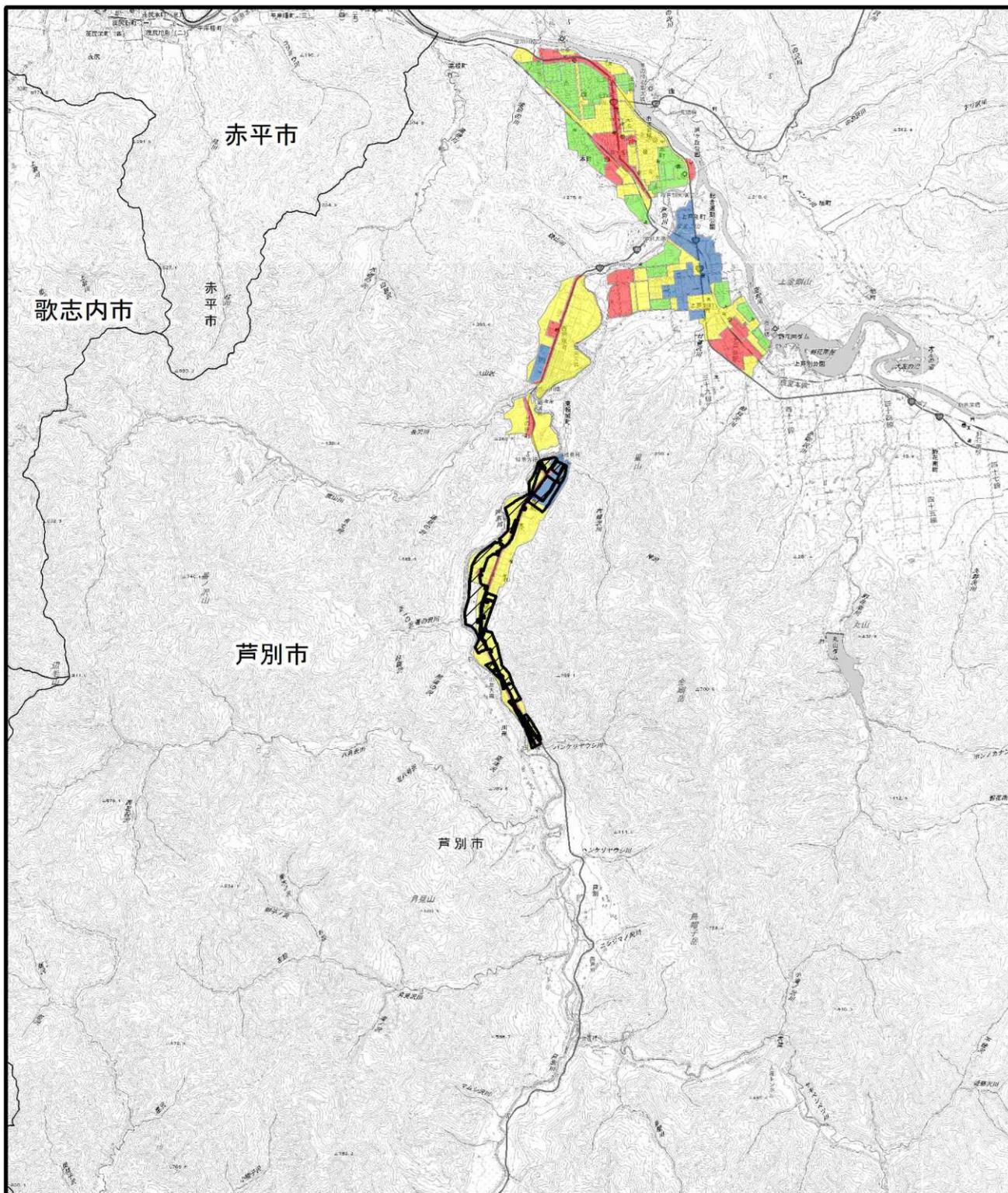
- ・学校教育法に規定する学校
 - ・児童福祉法に規定する保育所
 - ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
 - ・図書館法に規定する図書館
 - ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
 - ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園
- 2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

表 3.2-26 自動車騒音の要請限度

区域の区分 ^注	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち 車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正令和2年環境省令第9号）

注 「区域の区分」は、「a 区域：専ら住居の用に供される区域」、「b 区域：主として住居の用に供される区域」、「c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域」とされており、都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。



凡例

▨ 事業実施想定区域

騒音規制区域

■ 第1種区域

■ 第2種区域

■ 第3種区域

■ 第4種区域

出典：「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」（北海道HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146567.html>）、2025年7月確認

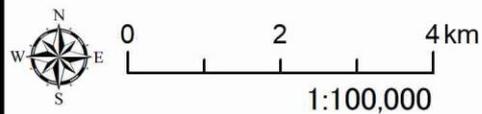


図 3.2-14 騒音規制区域

ウ. 振 動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき、特定工場において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。

北海道の特定工場等において発生する振動の規制基準は表 3.2-27 に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表 3.2-28 に、道路交通振動の要請限度は表 3.2-29 に示すとおりである。

芦別市では、「特定工場等において発生する振動」、「特定建設作業に係る振動」及び「道路交通振動の要請限度」について、用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定はなく、北海道の基準が準用されている。

事業実施想定区域及びその周囲における振動規制区域は、図 3.2-15 に示すとおりである。

事業実施想定区域及び近接する範囲には、振動規制の第 1 種区域及び第 2 種区域の指定がある。

表 3.2-27 特定工場等において発生する振動の規制基準（北海道）

時間の区分 区域の区分	昼間（8:00～19:00）	夜間（19:00～8:00）
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

出典：振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和 53 年北海道告示第 784 号）

※ 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）により、それぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。

※※ 区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の周囲 50 メートル内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

表 3.2-28 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（北海道）

規制内容	区域区分	規制基準
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1 号	振動 75 デシベル
	2 号	
作業可能時刻	1 号	午前 7 時から午後 7 時
	2 号	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	1 号	1 日あたり 10 時間
	2 号	1 日あたり 14 時間
最大連続作業日数	1 号	連続 6 日間
	2 号	
作業日	1 号	日曜その他の休日を除く日
	2 号	

出典：振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正令和 3 年環境省令第 3 号）

振動規制法施行規則に基づき特定建設作業の規制に関する基準の規定により知事が指定する区域（昭和 53 年告示第 785 号、最終改正平成 18 年告示第 842 号）

※ 1 号区域：振動規制法による規制地域のうち、第 1 種区域の全域

振動規制法による規制地域のうち、第 2 種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートル以内の区域

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

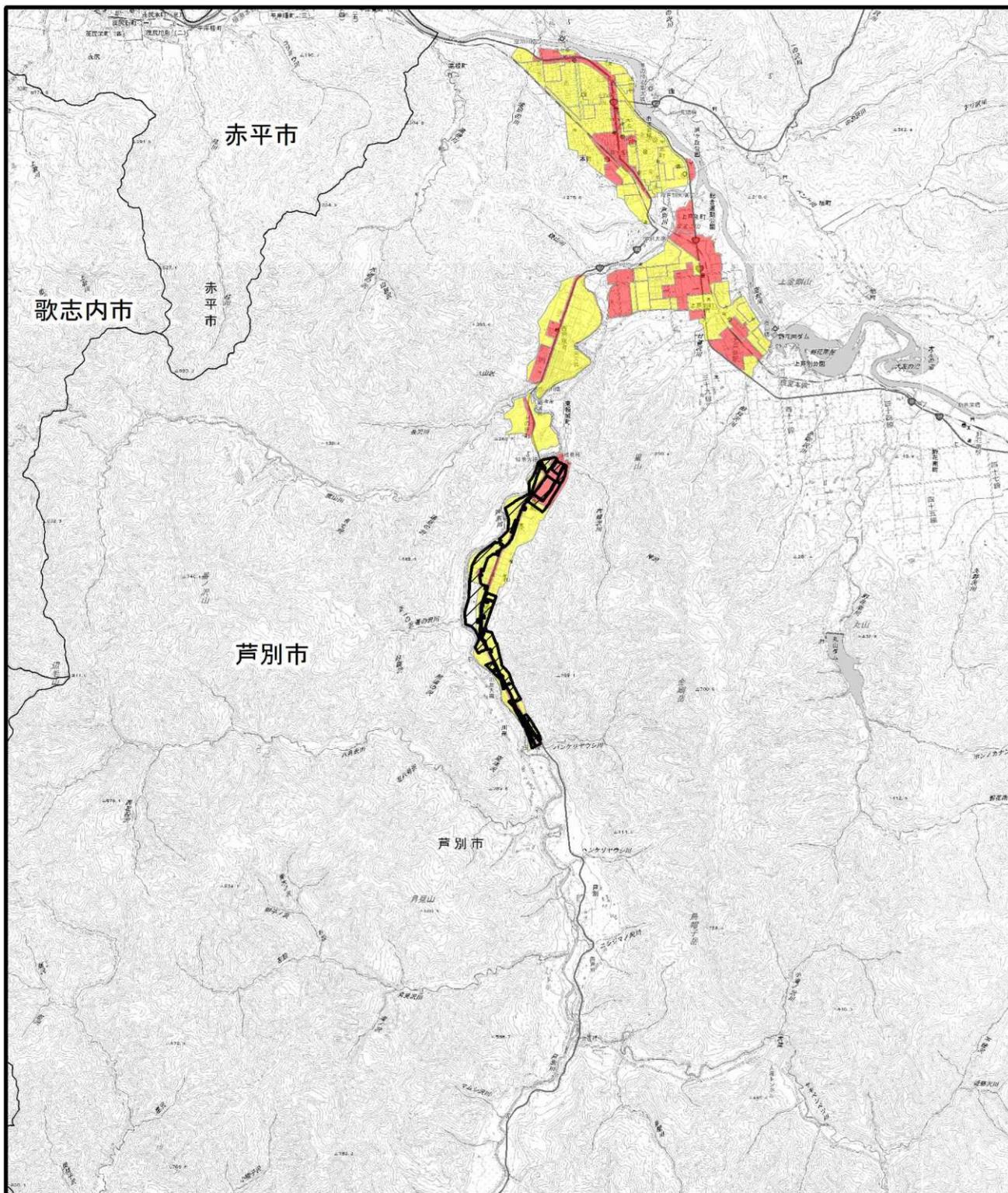
2 号区域：振動規制法による規制地域で、上記以外の地域

表 3.2-29 道路交通振動の要請限度

区域の区分 ^注	時間の区分	
	昼間(8:00~19:00)	夜間(19:00~8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正令和3年環境省令第3号）

注 「区域の区分」は、「第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域」、「第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域」とされており、都道府県知事が定めた区域をいう。



凡例

 事業実施想定区域

振動規制区域

 第1種区域

 第2種区域

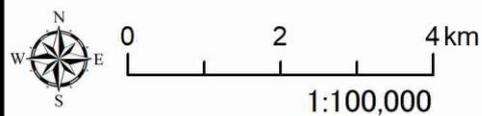


図 3.2-15 振動規制区域

出典：「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」（北海道 HP
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146567.html>）、2025年7月確認

エ. 水質汚濁

工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改定令和 4 年法律第 68 号）に基づき全国一律の排水基準が定められている。

排水基準における有害物質の許容限度及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件は表 3.2-30 に、排水基準におけるその他（有害物質以外）の許容限度は表 3.2-31 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲には、水質汚濁防止法の排出基準や条例の上乗せ排出基準が適用される河川はない。なお、本事業は上乗せ排出基準が適用される特定施設ではない。

表 3.2-30 排水基準における有害物質の許容限度及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

有害物質の種類	排水基準における許容限度	特定地下浸透水の有害物質による汚染状態（有害物質を含むものとしての要件） ^{注1}
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	カドミウム 0.001mg/L
シアン化合物	1mg/L	シアン 0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1mg/L	0.1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	鉛 0.005mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L	六価クロム 0.04mg/L
砒素及びその化合物 ^{注2}	砒素 0.1mg/L	砒素 0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	水銀 0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	アルキル水銀 0.0005mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.002mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L	セレン 0.002mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出	ほう素 0.2mg/L
	海域に排出	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出	ふっ素 0.2mg/L
	海域に排出	
アンモニア、アンモニウム化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	アンモニア性窒素 0.7mg/L
亜硝酸化合物		亜硝酸性窒素 0.2mg/L
硝酸化合物		硝酸性窒素 0.2mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	—

※ 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注1 「特定地下浸透水の有害物質による汚染状態（有害物質を含むものとしての要件）」については、本表に掲げる値以上の有害物質が検出される場合に「当該有害物質が検出された」と見做す。

注2 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正令和 6 年環境省令第 29 号）

「水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示 39 号、最終改正令和 6 年環境省告示第 4 号）

表 3.2-31 排水基準におけるその他（有害物質以外）の許容限度

項 目		許容限度
水素イオン濃度 (pH) 注1,2	海域以外の公共用水域に排出	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量注3		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂類含有量	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量注2		3mg/L
亜鉛含有量注2		2mg/L
溶解性鉄含有量注1,2		10mg/L
溶解性マンガン含有量注2		10mg/L
クロム含有量注2		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/mL
窒素含有量注4		120mg/L (日間平均 60mg/L)
リン含有量注5		16mg/L (日間平均 8mg/L)

※ 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※※ この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

注1 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注2 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

注4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注5 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正令和6年環境省令第29号）

オ. 土壌汚染

土壌汚染の規制に関しては、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき、土壌汚染に関する規制基準が定められている。

土壌の特定有害物質による汚染状態について環境省令で定める基準は、表 3.2-32 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域内には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」はない。

表 3.2-32 土壌の特定有害物質による汚染状態について環境省令で定める基準

特定有害物質の種類	要件	
	土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量	土壌に含まれる特定有害物質の量 ^注
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003mg/L 以下	カドミウム 45mg/kg 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
シアン化合物	シアンが検出されないこと。	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4000mg/kg 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—
有機りん化合物	検出されないこと。	—

注 「土壌に含まれる特定有害物質の量」は、土壌 1kg に含まれる特定有害物質の量を要件とする。

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正令和 6 年環境省令第 17 号）

(2) 自然関係法令等

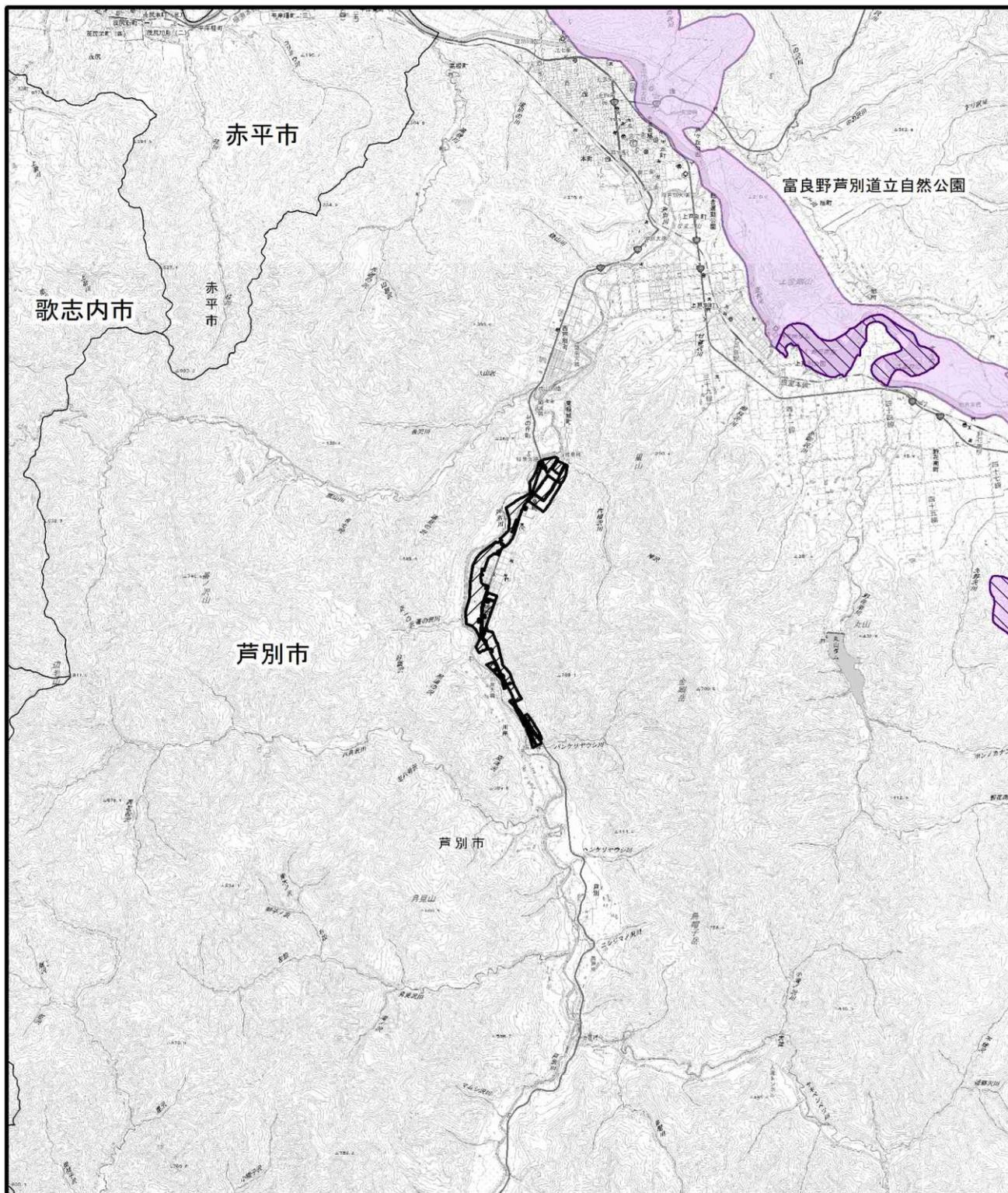
(a) 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号、最終改正令和 4 年北海道条例第 10 号）に基づく自然公園として、「富良野芦別道立自然公園」が分布している。自然公園の分布状況は、図 3.2-16 に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づく自然公園等は分布していない。

(b) 自然環境保全地域等の指定状況

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）及び「北海道自然環境等保全条例」（昭和 48 年北海道条例第 64 号、最終改正令和 6 年北海道条例第 16 号）に基づく自然環境保全地域等は分布していない。



凡例

-  事業実施想定区域
-  自然公園地域
-  特別地域

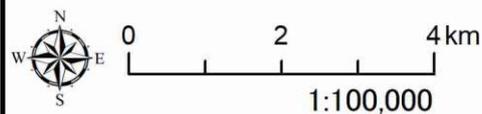


図 3.2-16 自然公園の位置

出典：「国土数値情報 自然公園地域（2015年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認

(c) 鳥獣保護区等の指定状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、令和4年法律第68号)に基づく、事業実施想定区域及びその周囲における鳥獣保護区及び特別猟具使用禁止区域(銃)の指定概況は表3.2-33に、鳥獣保護区及び特別猟具使用禁止区域(銃)の位置は図3.2-17に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲においては、2つの区域が特別猟具使用禁止区域(銃)に3つの区域が鳥獣保護区に指定されている。

表 3.2-33 事業実施想定区域及びその周囲における鳥獣保護区及び特別猟具使用禁止区域の指定概況

名称	存続期限	指定区分	面積(ha)		
			鳥獣保護区 指定面積	特別保護地区 指定面積	特定猟具 使用禁止区域
金剛沢鳥獣保護区	2024年10月1日から 2044年9月30日まで (20年間)	森林鳥獣生 息地	646	103	-
旭鳥獣保護区	2022年10月1日から 2042年9月30日まで (20年間)	森林鳥獣生 息地	413	-	-
芦別鳥獣保護区	2038年10月1日から 2058年9月30日まで (20年間)	身近な鳥獣 生息地	20	-	-
旭特定猟具使用禁止 区域(銃)	2022年10月1日から 2032年9月30日まで (10年間)	-	-	-	136
野花南湖特定猟具使 用禁止区域(銃)	2021年10月1日から 2031年9月30日まで (10年間)	-	-	-	72

出典：「令和6年度(2024年度)鳥獣保護区等位置図(別冊)」(2024年、北海道)、2025年7月確認

(3) その他法令等

(a) 指定文化財

事業実施想定区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）、「芦別市文化財保護条例」（昭和 37 年条例第 9 号、最終改訂平成 21 年条例第 14 号）、「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号）により指定された天然記念物、史跡、名勝及び登録文化財（建造物）は表 3.2-34 に、分布状況は図 3.2-18 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、有形文化財の星槎大学(旧頼城小学校)校舎及び星槎大学(旧頼城小学校)体育館が分布している。

表 3.2-34 対象事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物・登録文化財（建造物）

No.	指定別	種別	名称	所在地
1	国指定	有形文化財 建造物	星槎大学(旧頼城小学校)校舎	芦別市緑泉町 5 番地 14
2			星槎大学(旧頼城小学校)体育館	芦別市緑泉町 5 番地 14
3			旧三井芦別鉄道炭山川橋梁	芦別市中の丘町～西芦別町

出典：「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年北海道条例第 83 号、最終改正平成 21 年北海道条例第 15 号）
「芦別市文化財保護条例」（昭和 37 年芦別市条例 9 号、最終改正平成 21 年芦別市条例第 14 号）
「国指定文化財当データベース」（文化庁 HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）、2025 年 7 月確認

(b) 埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲には、「文化財保護法」第 92 条の規定に基づく埋蔵文化財包蔵地が存在する。

事業実施想定区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2-35 及び図 3.2-19 に示すとおりであり、事業実施想定区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地の分布はない。

表 3.2-35 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

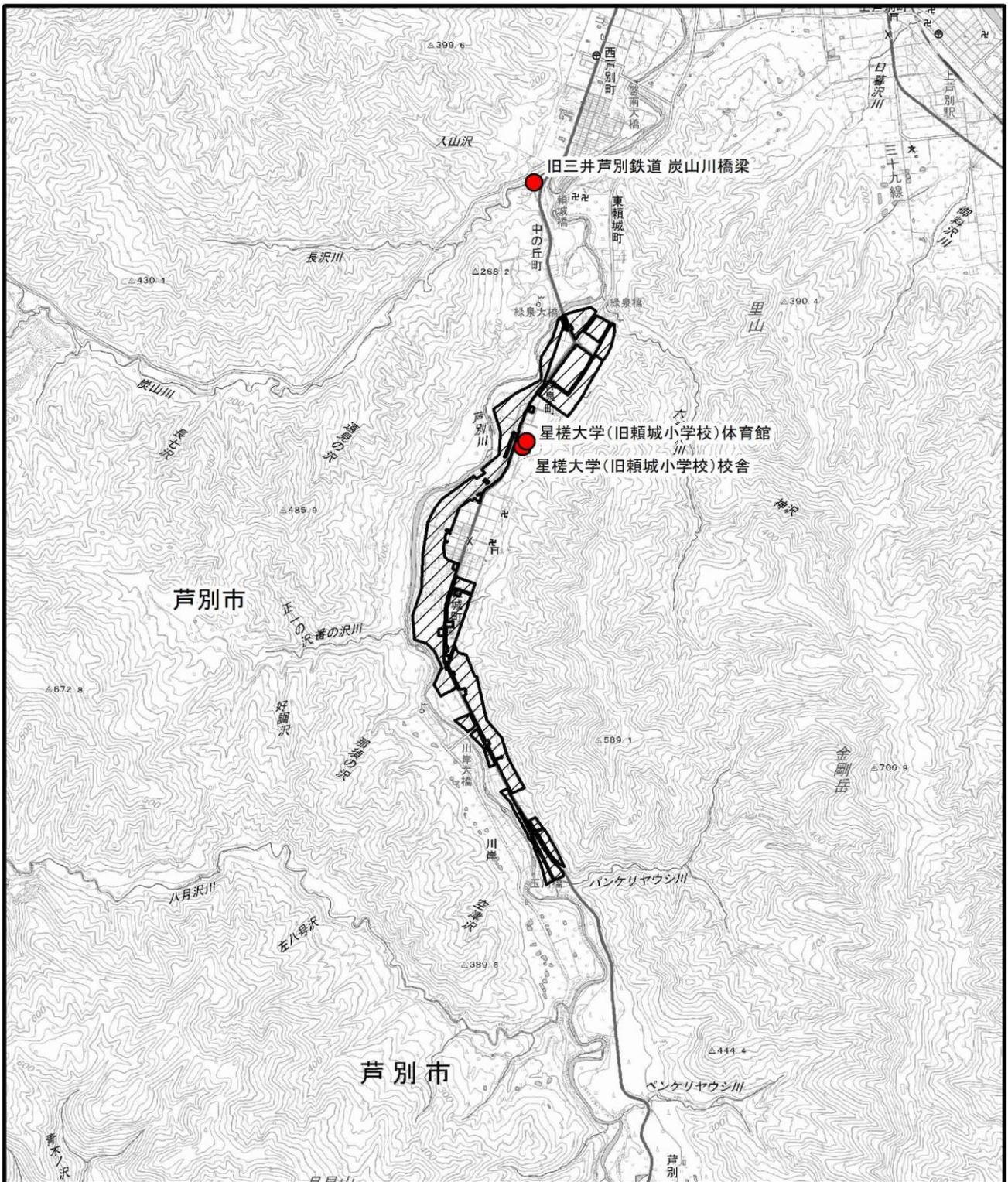
No.	遺跡名	所在地	種別	時代
1	東頼城遺跡	芦別市東頼城 9-8・9・18・19	遺物包含地	縄文(中期)
2	上芦別 3 遺跡	芦別市上芦別町 218-1・4・16・17・63, 野花南町 68-1・5, 69-1・4	遺物包含地	縄文(晩期)

出典：「北の遺跡案内」（北海道 HP <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html>）、2025 年 7 月確認

(c) 保安林

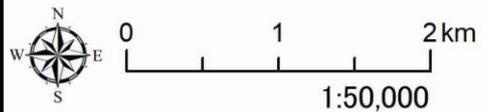
「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正令和 5 年法律 63 号）の規定により指定された事業実施想定区域及びその周囲における保安林の分布状況は、図 3.2-20 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には保安林の指定はない。事業実施想定区域の周囲には、水源かん養保安林が分布している。



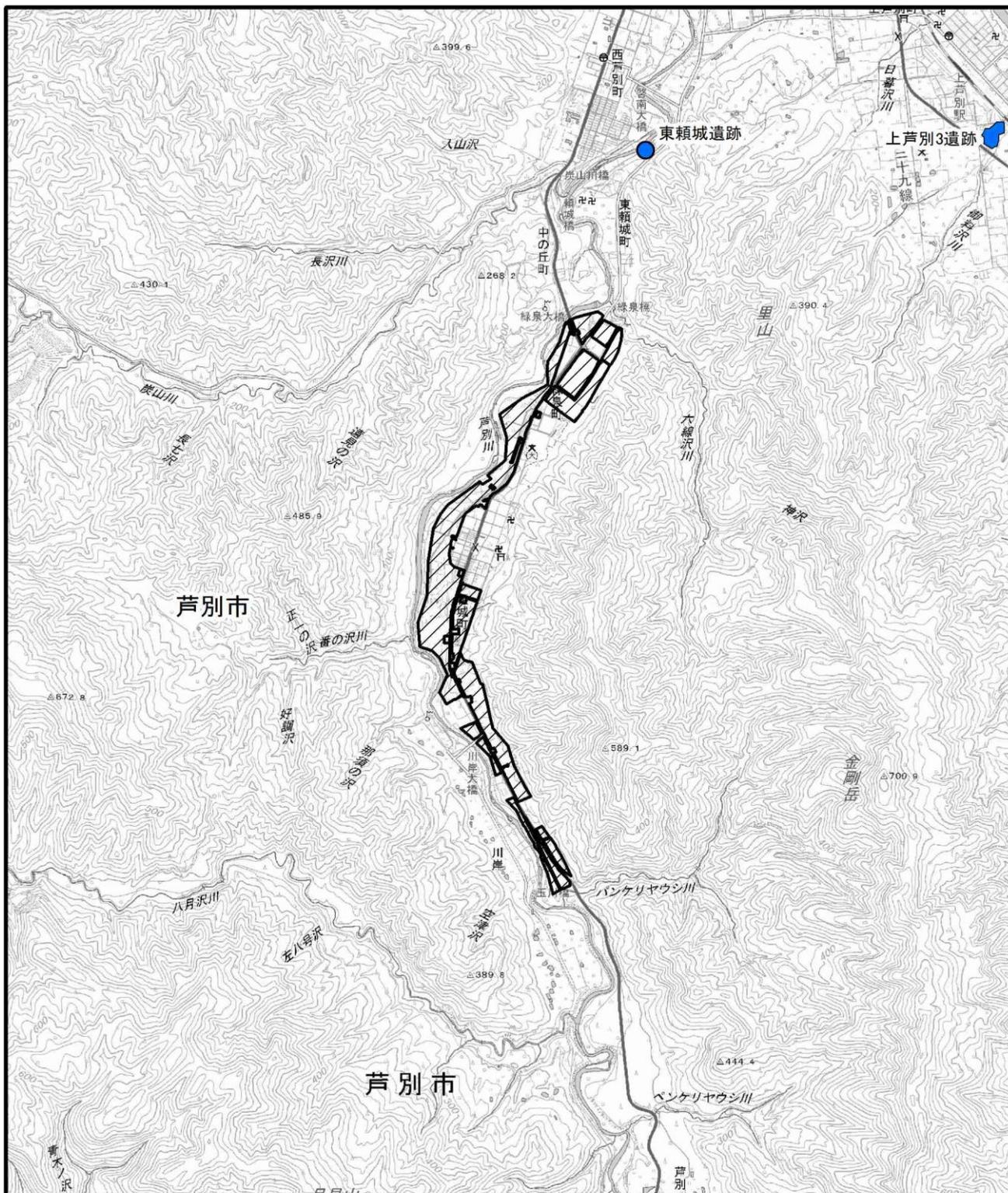
凡例

-  事業実施想定区域
-  国の登録有形文化財



出典：「北海道文化財保護条例」（昭和30年北海道条例第83号、最終改正平成21年北海道条例第15号）
 「芦別市文化財保護条例」（昭和37年芦別市条例9号、最終改正平成21年芦別市条例第14号）
 「国指定文化財当データベース」（文化庁HP
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）、2025年7月確認

図 3.2-18 史跡・名勝・天然記念物・登録文化財（建造物）



凡例

-  事業実施想定区域
-  埋蔵文化財包蔵地
-  埋蔵文化財包蔵地

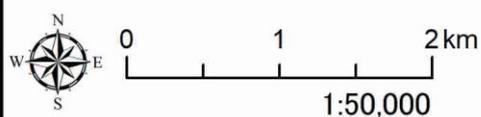
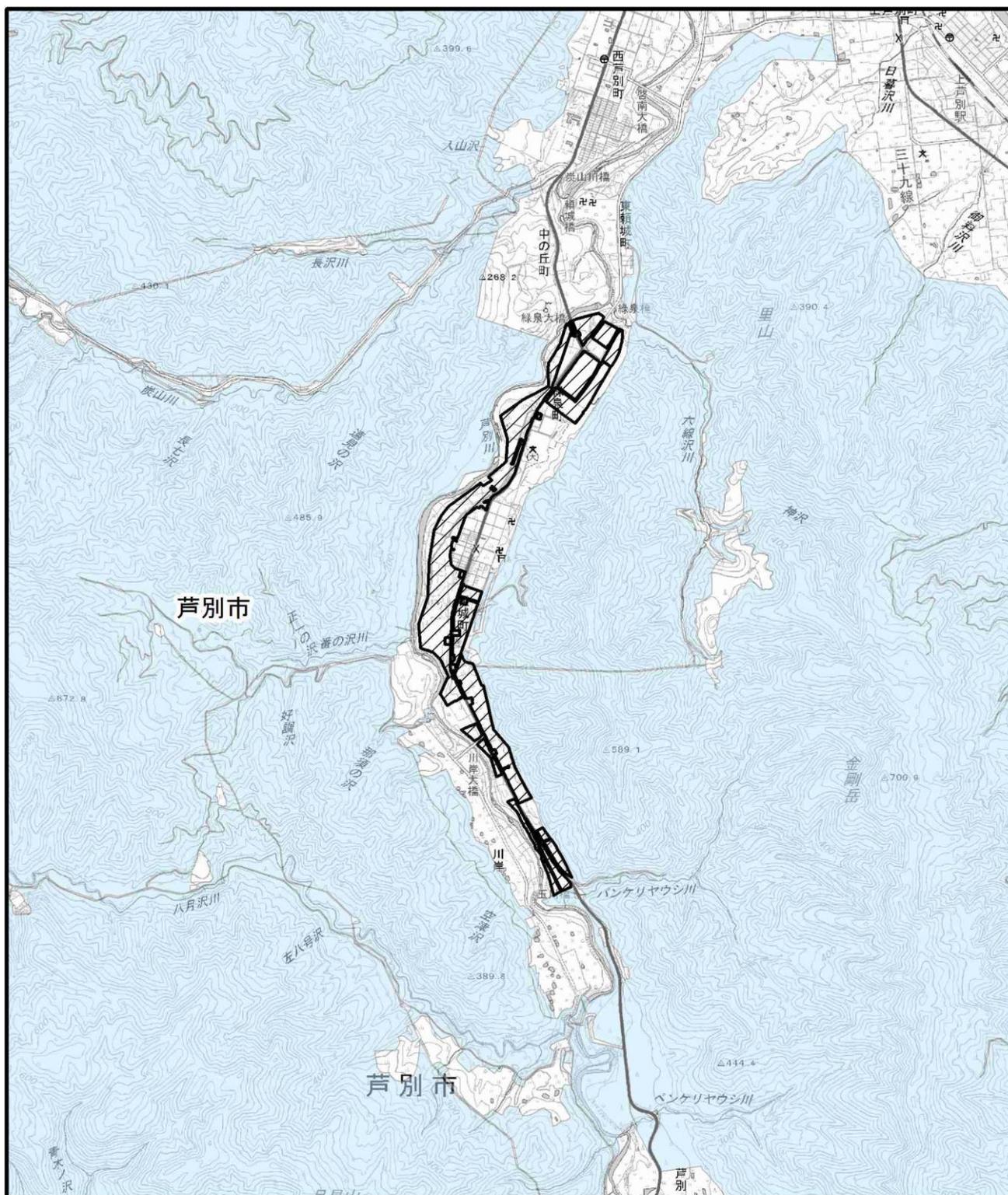


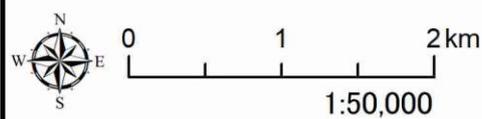
図 3.2-19 埋蔵文化財包蔵地

出典：「北の遺跡案内」（北海道 HP
<https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html>）
 、2025年7月確認



凡例

-  事業実施想定区域
-  水源かん養保安林



出典：「G 空間情報センター 国有林 GIS データ (2025 年 3 月)」(G 空間情報センターHP <https://www.geospatial.jp/ckan/dataset/a45>)、2025 年 7 月確認
 「森林計画関係資料オープンデータ (令和 5 年)」 林小班 区画及び森林資源データ (水産林務部林務局森林計画課 HP <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/98818.html>)、2025 年 7 月確認

図 3.2-20 保安林の分布状況

(d) 砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲において、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づく「砂防指定地」は分布していない。

(e) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正令和 5 年法律第 34 号）に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定位置は、図 3.2-21 に示すとおりである。

事業実施想定区域内には、「急傾斜地崩壊危険区域」は分布していない。

(f) 地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正令和 5 年法律第 34 号）に基づく「地すべり防止区域」は分布していない。

また、事業実施区域及びその周囲における、地すべり地形の分布状況は、図 3.2-22 に示すとおりである。事業実施想定区域内及びその周囲においては「地すべり地形」が分布している。

(g) 土砂災害警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正令和 4 年法律第 69 号）に基づく「土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域」の指定位置は、図 3.2-23 に示すとおりである。

事業実施想定区域内及びその周囲においては「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が分布している。

(h) 洪水浸水想定区域

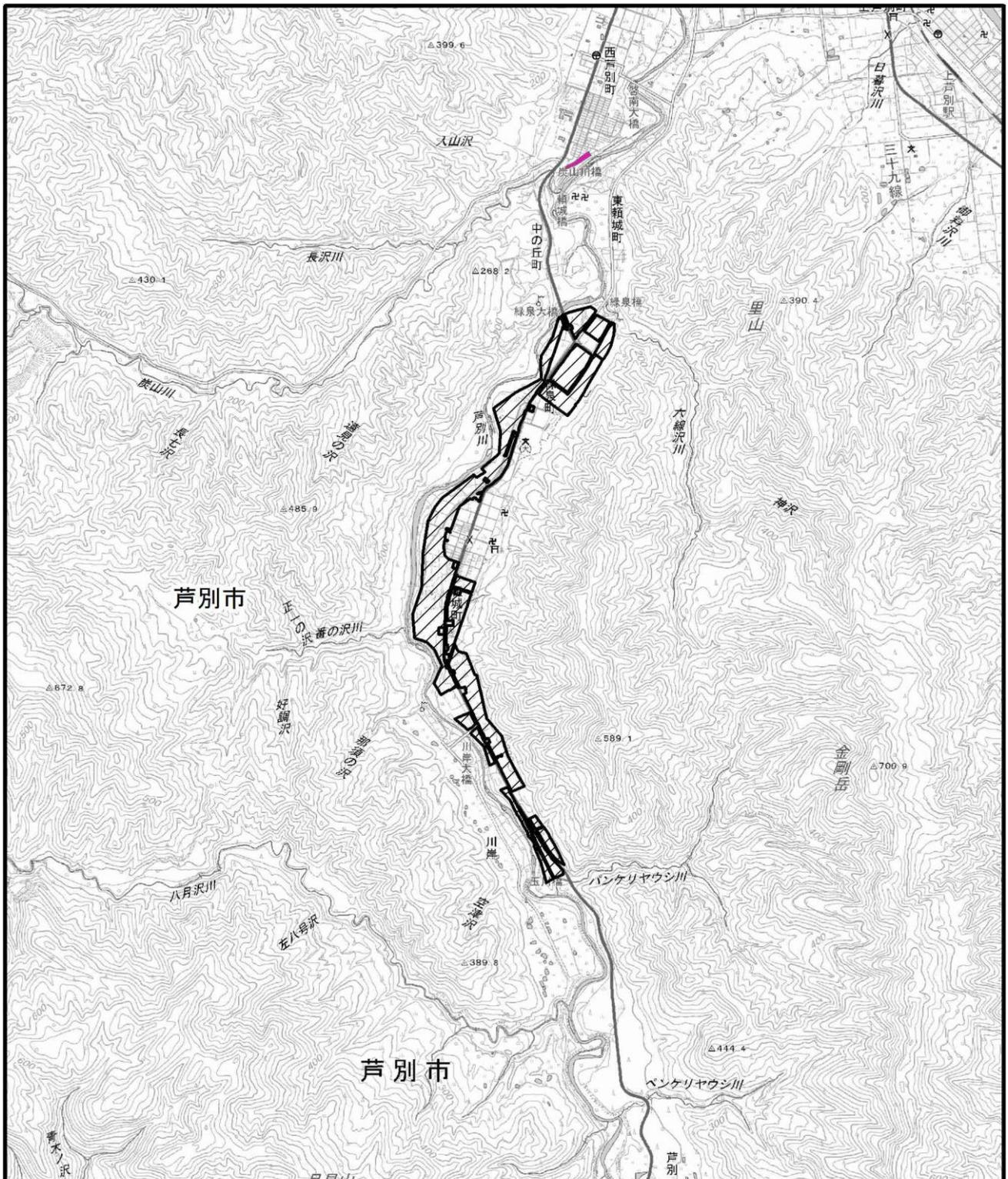
事業実施想定区域及びその周囲における、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号、最終改正平成 29 年法律第 31 号）に基づく「洪水浸水想定区域」の指定位置は、図 3.2-24 に示すとおりである。

事業実施想定区域内及びその周囲においては「洪水浸水想定区域」が分布している。

(i) その他の国土防災に係る区域等の指定

事業実施想定区域及びその周囲における、林野庁北海道森林管理局の「山地災害危険地区マップ」に基づく「山地災害危険地区」の指定位置は、図 3.2-25 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲においては、「山腹崩壊危険地区」の指定があるが、事業実施想定区域内には「山腹崩壊危険地区」は分布していない。



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域

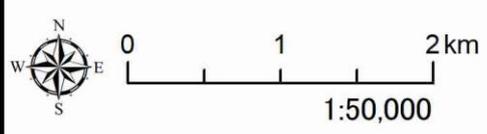
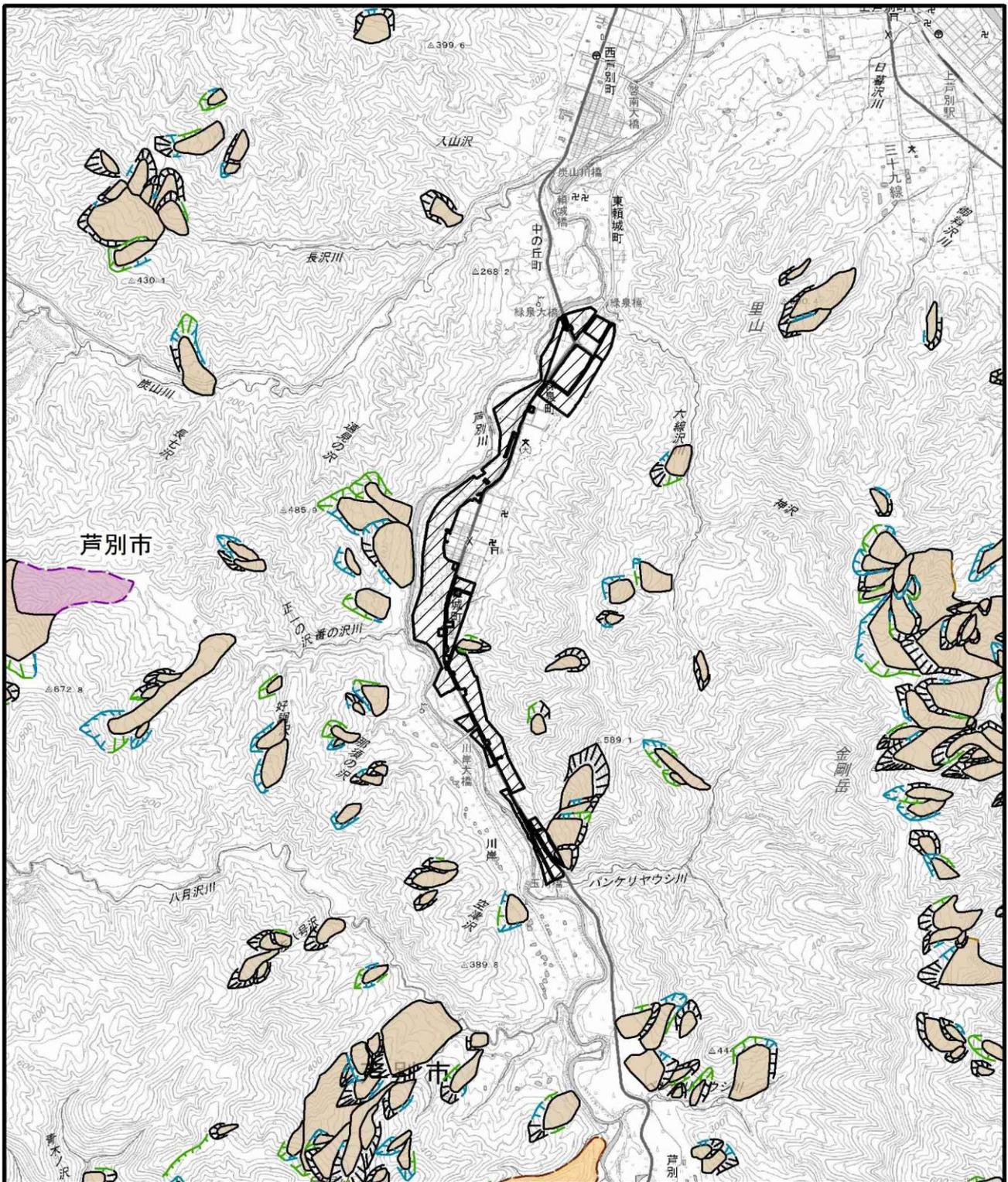


図 3.2-21 急傾斜地崩壊危険区域の指定位置

出典：「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域（2021年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認



凡例

 事業実施想定区域

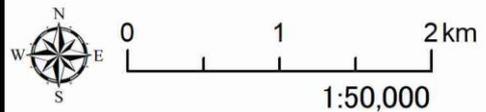


図 3.2-22(1) 地すべり地形分布図

出典：「防災科学技術研究所 地すべり地形分布図」(防災科学技術研究所 HP https://dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/landslidemap/index.html)、2025年7月確認

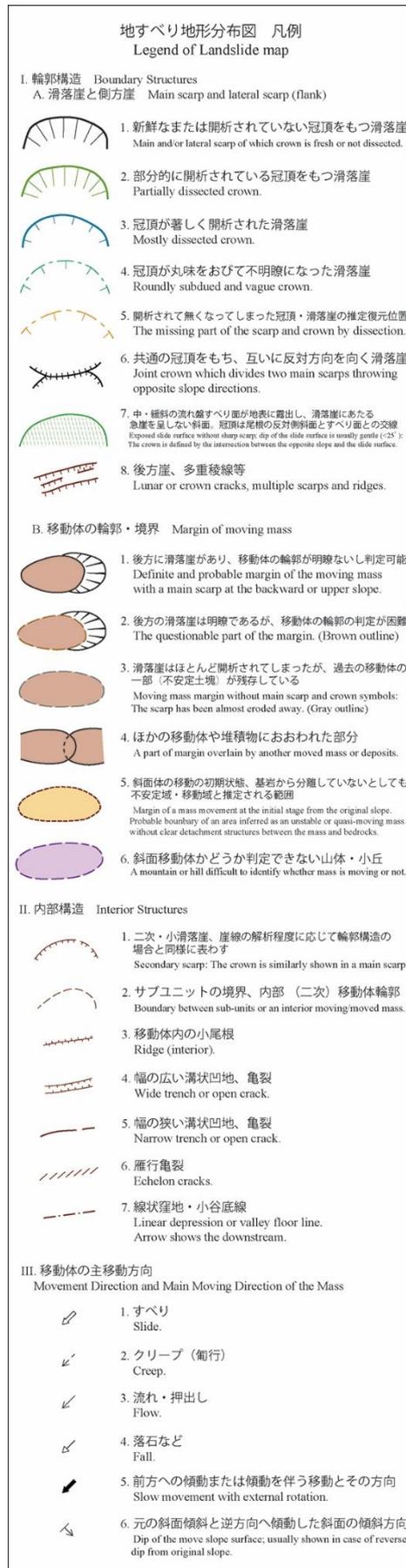
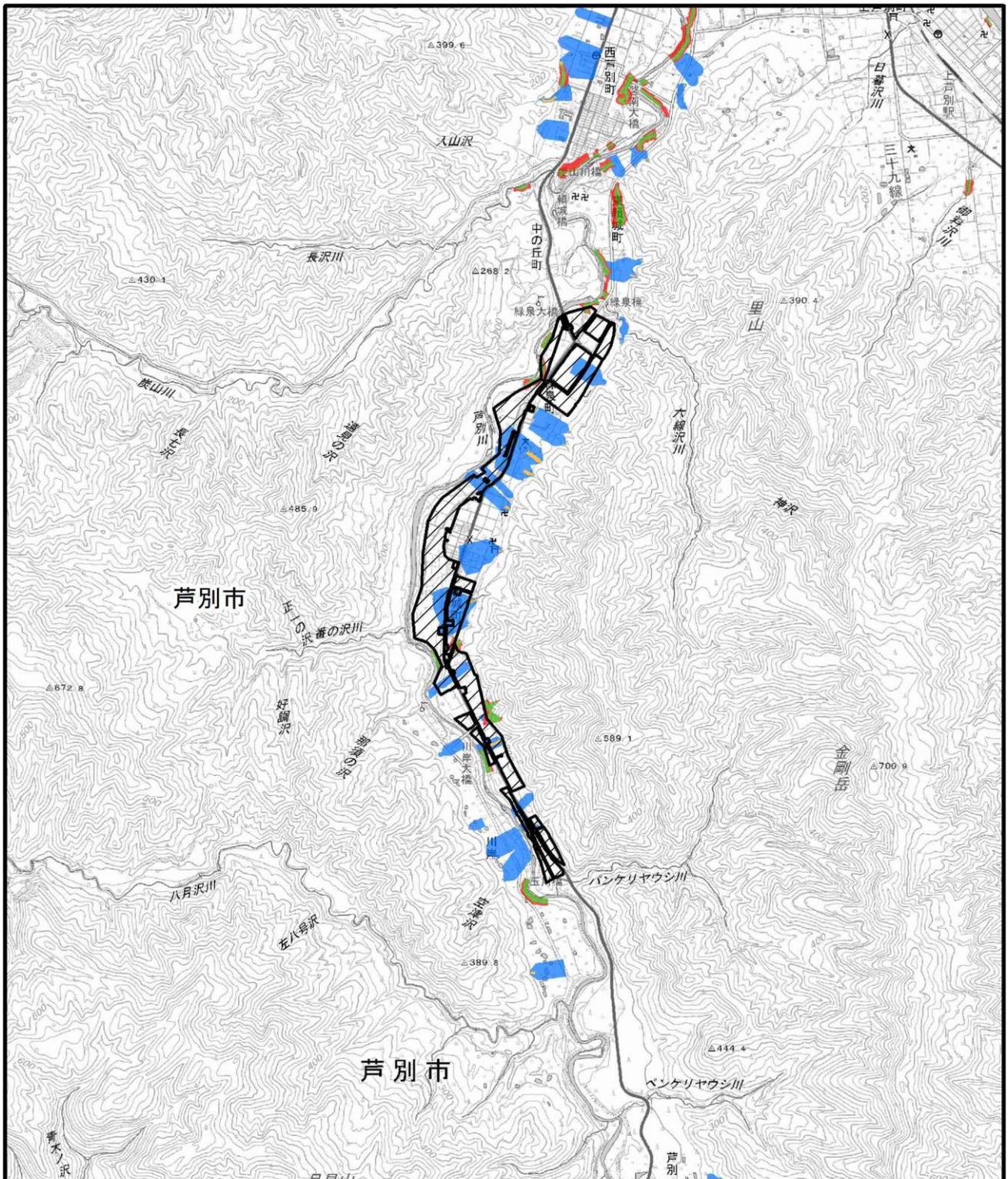


図 3.2-22(2) 地すべり地形分布図（凡例）

出典：「防災科学技術研究所 地すべり地形分布図」（防災科学技術研究所 HP https://dil-opac.bosai.go.jp/publication/nied_tech_note/landslidemap/index.html）、2025年7月確認



- 凡例
- 事業実施想定区域
 - 土砂災害警戒区域
 - 急傾斜地の崩壊
 - 土石流

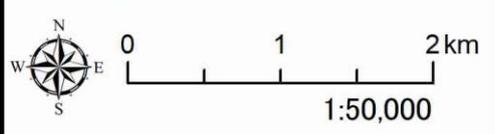
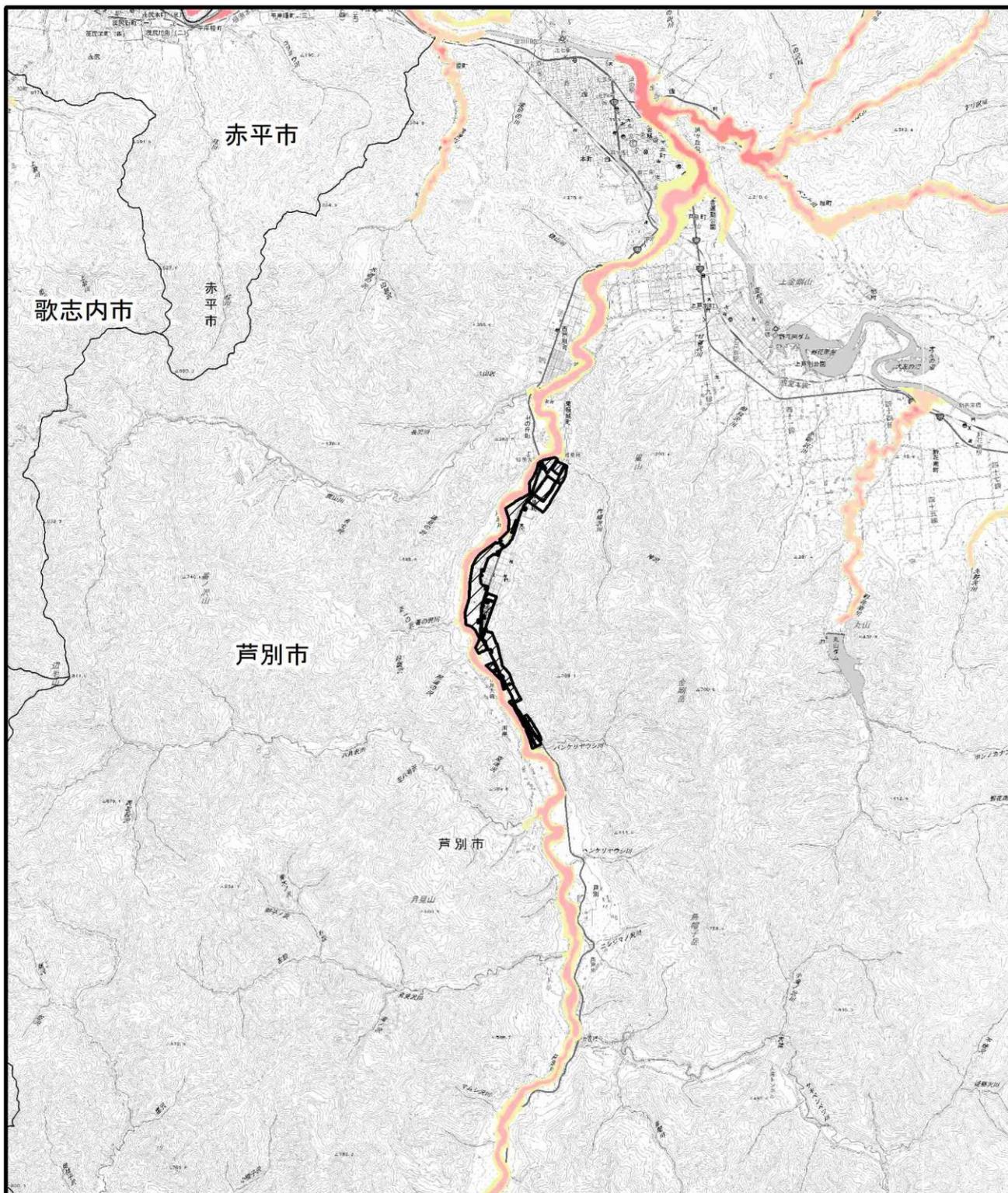


図 3.2-23 土砂災害警戒区域の指定位置

出典：「国土数値情報 土砂災害警戒区域（2024年度）」（国土交通省 HP <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2025年7月確認



凡例

 事業実施想定区域

	20m ~
	10m ~ 20m
	5m ~ 10m
	3m ~ 5m
	0.5m ~ 3m
	0.5m ~ 1m
	~ 0.5m
	~ 0.3m

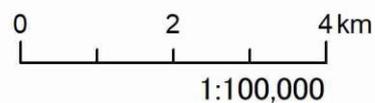
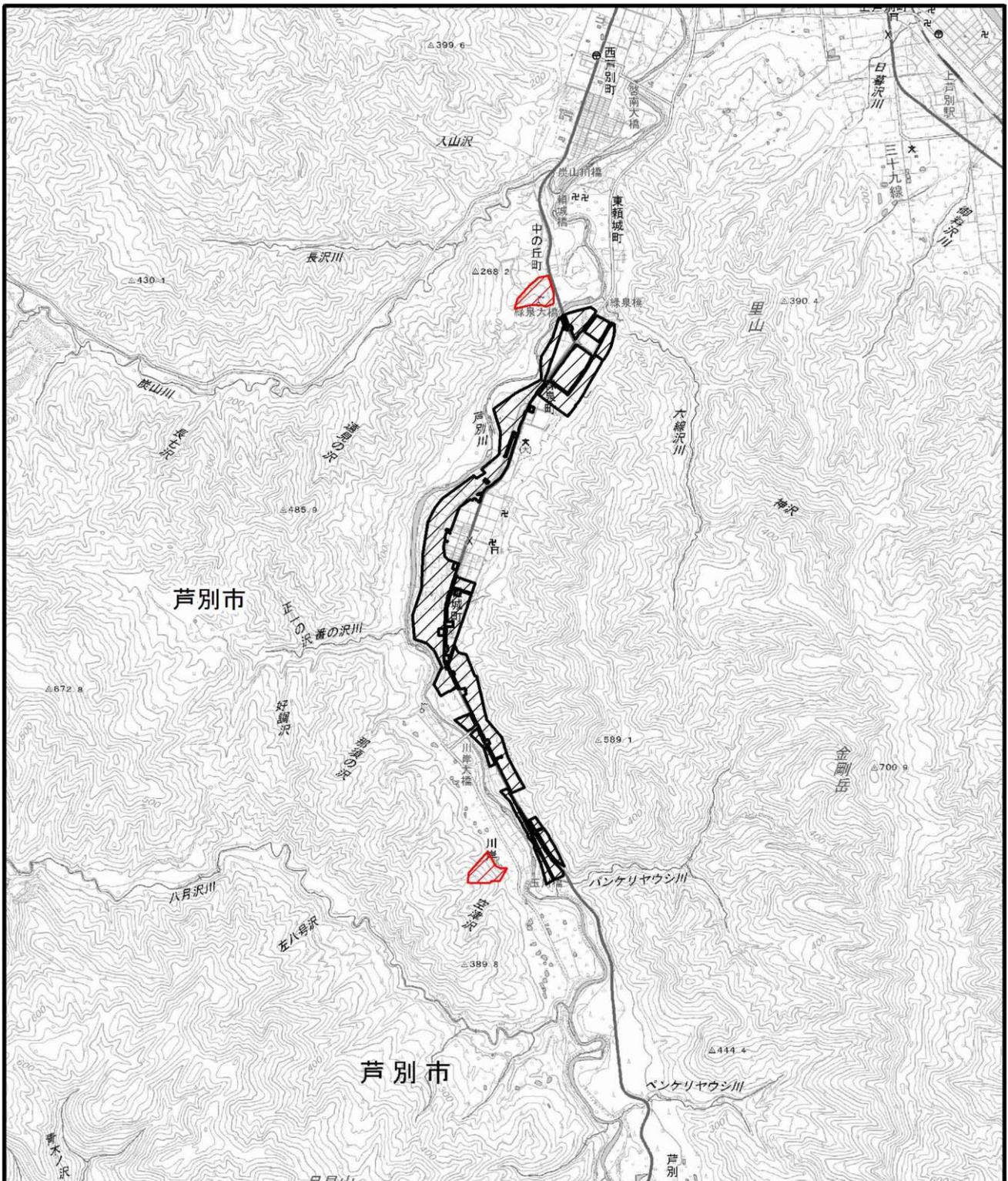


図 3.2-24 洪水浸水想定区域
の指定位置（想定最大規模）

出典：「ハザードマップポータルサイト(2020年)」(国土交通省 HP
<https://disaportal.gsi.go.jp/hazardmapportal/hazardmap/copyright/opendata.html>)、2025年7月確認



- 凡例
-  事業実施想定区域
 -  山腹崩壊危険地区

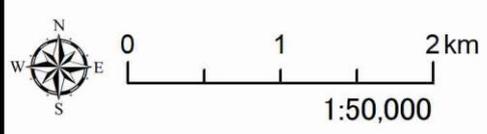


図 3.2-25 山地災害危険地区
の指定位置

出典：「山地災害危険地区マップ」(国土交通省 HP <https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>)、2025年7月確認

(j) 景観法の指定地域

事業実施想定区域及びその周囲全域が、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正令和 6 年法律第 40 号）に基づき定められた「北海道景観計画」（2008 年 6 月策定、2024 年 4 月一部変更）による景観計画区域に指定されている。

2014 年 4 月にあった変更では、太陽光発電設備及び風力発電設備に係る届出行為への位置付けが明確化された。

「北海道景観計画」に基づく太陽光発電設備に対する届出対象行為及び規模（一般区域）は表 3.2-36 に、「北海道景観計画」に基づく景観形成の配慮事項及び基準（一般区域）は表 3.2-37 に示すとおりである。

表 3.2-36 「北海道景観計画」に基づく太陽光発電設備に対する届出対象行為及び規模（一般区域）

届出対象行為	規 模		
次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり		
シ 太陽光発電設備（ア～サ省略）	<table border="1"><tr><td>シに掲げる工作物</td><td>高さ 5 メートル又は築造面積 2,000 平方メートル</td></tr></table> <p>（ア～サ省略）</p> <p>ただし、増築又は改築にあつては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。</p>	シに掲げる工作物	高さ 5 メートル又は築造面積 2,000 平方メートル
シに掲げる工作物	高さ 5 メートル又は築造面積 2,000 平方メートル		

出典：「北海道景観計画」（2008 年 6 月 20 日策定（2025 年 4 月 1 日一部変更）、北海道）より抜粋

表 3.2-37(1) 「北海道景観計画」に基づく景観形成の配慮事項及び基準（一般区域）

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる位置に建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 特に洋上風力発電設備においては、主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を、その前後を問わず大きく妨げる規模で建設するとき。 (4) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	（以下「形態意匠」という。） 形態又は色彩その他の意匠	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

出典：「北海道景観計画」（2008年6月20日策定（2025年4月1日一部変更）、北海道）より抜粋

表 3.2-37(2) 「北海道景観計画」に基づく景観形成の配慮事項及び基準（一般区域）

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

出典：「北海道景観計画」（2008年6月20日策定（2025年4月1日一部変更）、北海道）より抜粋

(k) 水資源保全地域

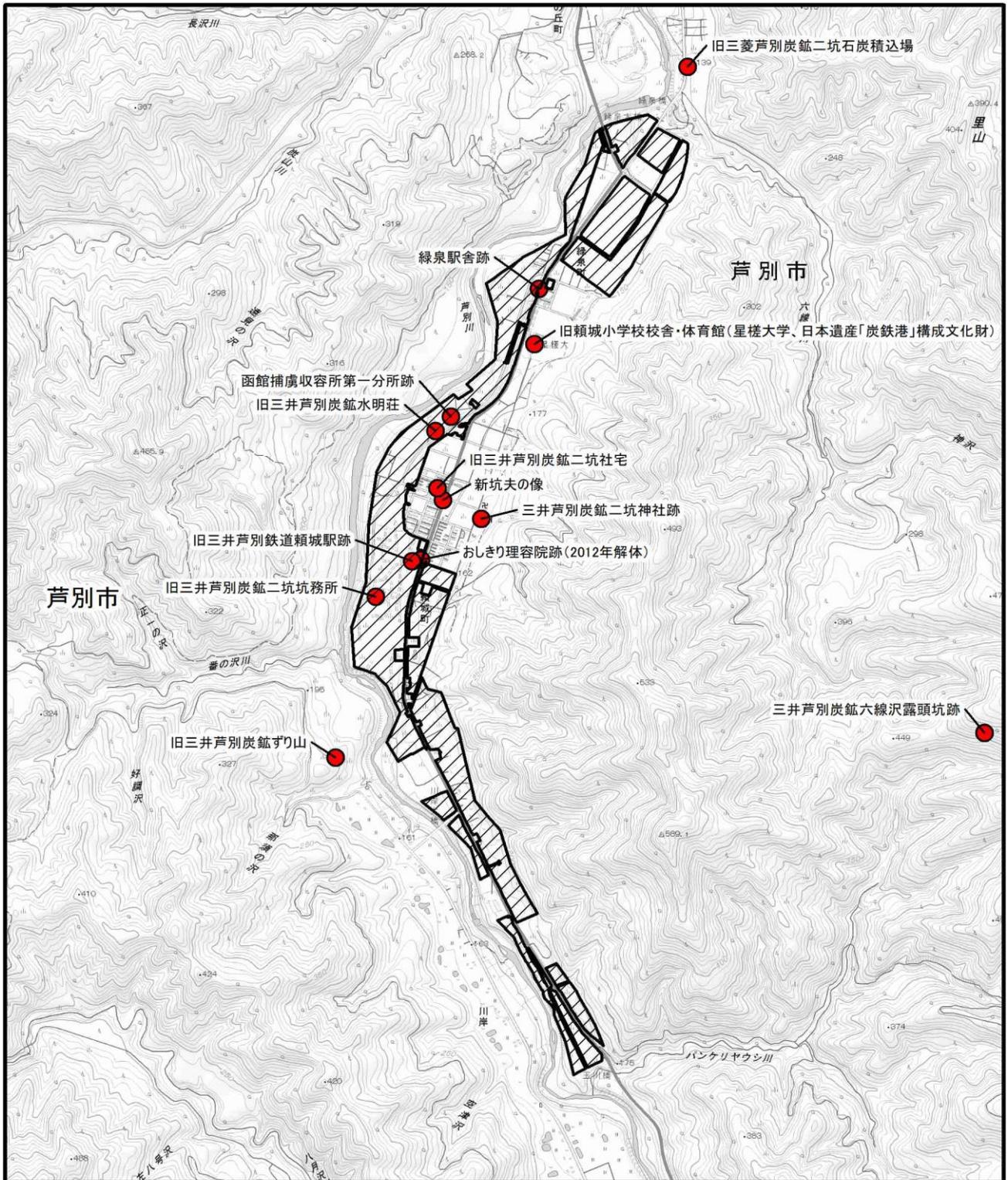
事業実施想定区域及びその周囲における、「北海道水資源の保全に関する条例」（平成24年北海道条例第9号）に基づく「水資源保全地域」の指定位置は、図 3.2-26 に示すとおりである。

事業実施想定区域の周囲では、北に位置する空知川支流のパンケ幌内川支流中の沢川周辺において、「芦別市新城町地区水資源保全地域」が分布する。事業実施想定区域内には、水資源保全地域の指定はない。

(l) 芦別炭鉱遺産

事業実施想定区域及びその周囲における、「芦別炭鉱遺産マップ」（芦別市 HP）に基づく「芦別炭鉱遺産」の登録位置は、図 3.2-27 に示すとおりである。

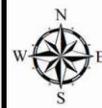
事業実施想定区域及びの周囲では、複数の芦別炭鉱遺産が登録されている。



凡例

 事業実施想定区域

 芦別炭鉱遺産



0 0.5 1 km

1:30,000

図 3.2-27 芦別炭鉱遺産の登録位置

出典：「芦別炭鉱遺産マップ」（芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/ashibetsu-tankoisan.html>）、2025年7月確認

(4) その他環境保全計画等

(a) 北海道環境基本計画

北海道環境基本計画は、「北海道環境基本条例」（平成8年北海道条例第37号、最終改正平成21年北海道条例第15号）の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを明らかにしたものである。

北海道では、「北海道環境基本条例」に基づき、循環と共生を基調とする持続可能な北海道を目指して、2008年3月に「北海道環境基本計画[第2次計画]」が策定された。また、計画策定後の施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、2016年3月に[第2次計画]の改訂版が策定されている。

これらの計画の下、環境に関する各種の施策を講じてきたことにより、大気環境や河川の水環境は概ね良好な状態が保たれ、知床世界自然遺産などすぐれた自然が残されているなど、順調に推移している分野がある一方、野生生物とのあつれきの発生や地球温暖化が原因の一つと考えられる豪雨災害、プラスチックごみによる海洋汚染などといった様々な課題が残されている。

2021年には環境基本計画の進捗状況を踏まえ、環境施策の方向性を示すため、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指し、2021年3月に「北海道環境基本計画[第3次計画]」が策定されている。

「北海道環境基本計画 [第3次計画]」における施策体系の概要は、表 3.2-38 に示すとおりである。

基本計画の根幹として、「①地域から取り込む地球環境の保全」、「②北海道らしい循環型社会の形成」、「③自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「④安全・安心な地域環境の確保」及び「⑤共通的・基盤的な施策」の5つの施策分野が示されており、それぞれについて個別の計画が策定され、推進されている。

表 3.2-38 「北海道環境基本計画 [第3次計画]」における施策体系の概要

施策体系	個別計画・主な関連計画等
地域から取り組む地球環境の保全	
温室効果ガス排出抑制対策等の推進	地球温暖化対策推進計画
多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化	水素社会実現戦略ビジョン
地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
森林等における吸収源対策	森林吸収源対策推進計画
気候変動への適応策の推進	気候変動適応計画
その他の地球環境保全対策の推進	海岸漂着物対策推進計画
北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画
3Rの推進	
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物処理計画（ごみ処理の広域化計画等）
バイオマスの利活用の推進	バイオマス活用推進計画
リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
自然との共生を基本とした環境の保全と創造	生物多様性保全計画
自然環境等の保全及び快適な環境の創造	
すぐれた自然環境の保全	湿原保全マスタープラン
公益的な機能の高い森林の保全	森林づくり基本計画
快適な環境の保全と創造	
北海道らしい景観の形成	景観形成ビジョン
知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用	知床世界自然遺産地域管理計画、知床エコツーリズム戦略
自然とのふれあいの推進	
自然とふれあいの場と機会の確保	
自然の適正な利用	アウトドア活動振興推進計画
飼育動物の愛護と管理	動物愛護管理推進計画
野生生物の保護管理	
希少野生動植物種の保護	希少野生動植物種保護基本方針
外来種の防除の推進	外来種対策基本方針
野生鳥獣の適正な保護管理	鳥獣保護管理事業計画（エゾシカ管理計画、ヒグマ管理計画、アザラシ管理計画）
安全・安心な地域環境の確保	
大気、水などの生活環境の保全	全道みな下水道構想Ⅳ、湖沼環境保全指針等
化学物質等による環境汚染の未然防止	化学物質に関する取組方針
その他の生活環境保全対策	
共通的・基盤的な施策	環境教育等行動計画
環境に配慮する人づくりの推進	教育推進計画
環境と経済の好循環の創出	道の事務・事業に関する実行計画、農業・農村振興推進計画等
環境と調和したまちづくり	住生活基本計画（「北の住まいるタウン」の基本的な考え方）
基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）	

出典：「北海道環境基本計画 [第3次計画]」（2021年3月、北海道）

(b) 北海道地球温暖化対策推進計画

脱炭素社会に向けた取り組みとして、「北海道地球温暖化防止対策条例」（平成 21 年北海道条例第 57 号、最終改正令和 5 年北海道条例第 6 号）に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2010 年 5 月に「北海道地球温暖化対策推進計画（第 2 次）」が策定されている。その後、社会情勢の変化などから、2020 年 3 月に北海道では「2050 年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、その実現に向けての取組を進めるため、2021 年 3 月「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）」が策定された。また、2023 年 3 月には、北海道地球温暖化防止対策条例の改正を踏まえ一部修正された「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）[改定版]）」が策定されている。

この計画では、長期的には「2050 年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボン北海道の実現」が、中期的には「2013 年度比で 48%（3,581 万 t-CO₂）削減」が目標とされており、表 3.2-39 に示した施策のほか、「多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化」、「豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用」及び「森林等の二酸化炭素吸収源の確保」を重点的に進める取組としている。

「ゼロカーボン北海道」に向けた地域の取り組みとして、事業実施想定区域が含まれる「道北連携地域（上川、留萌、宗谷（総合）振興局）」及び「オホーツク連携地方（オホーツク総合振興局）」で推進されている取り組みは、表 3.2-40 に示すとおりである。

表 3.2-39 ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）[改定版]）

における施策の概要

大項目	分野・項目	主な対策・施策	
温室効果ガスの排出削減及び吸収源	エネルギー起源二酸化炭素	産業部門	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進 再生可能エネルギーの導入促進
	エネルギー起源二酸化炭素	業務その他部門	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進 再生可能エネルギーの導入促進 建築物の省エネ化（ZEB）
	エネルギー起源二酸化炭素	家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進 再生可能エネルギーの導入促進 住宅の省エネ化（ZEH）
	エネルギー起源二酸化炭素	運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> 次世代自動車の導入促進 エコドライブや公共交通機関の利用促進 物流の効率化・脱炭素化
	エネルギー起源二酸化炭素	エネルギー転換部門	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた環境の整備 省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化の促進
	非エネルギー起源二酸化炭素	メタン、一酸化二窒素	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの推進による廃棄物焼却量の削減 環境保全型農業の推進 廃棄物最終処分量の削減
	非エネルギー起源二酸化炭素	代替フロン等4ガス	<ul style="list-style-type: none"> フロン排出抑制法に基づく適正管理の徹底 関係機関と連携した普及啓発
	非エネルギー起源二酸化炭素	吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> 活力ある森林づくり 道産木材の利用促進 企業等と連携した森林づくり 環境保全型農業の推進 都市の緑地の保全や都市緑化を推進 自然環境保全地域等の適切な管理や監視等 藻場・干潟の造成・保全の推進
	分野横断的な施策	社会システム関連	<ul style="list-style-type: none"> 地域循環共生圏の創造、地域での取組の推進 水素社会の実現に向けた取組の推進 脱炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成 気候変動の影響への適応策の推進
		事業者等の行動変容関連	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型ビジネススタイルへの転換、専門人材の育成 環境保全貢献事業者等の認定による温暖化防止行動の促進 環境と経済の好循環の創出
個人の行動変容関連		<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素型ライフスタイルへの転換、環境教育の充実 地産地消の促進 	
物質循環関連		<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるバイオマスの利活用の推進 3Rの推進 食品ロス削減の推進 	
基盤的施策		<ul style="list-style-type: none"> 環境関連産業の振興 地球温暖化対策技術開発と社会実装 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化 	

出典：「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）[改定版]）」（2022年3月（2023年4月一部修正）、北海道）

表 3.2-40 ゼロカーボン北海道に向けた地域の取り組み

連携地域	ゼロカーボン北海道に向けた地域の取組
道北 (上川、留萌、宗谷(総合)振興局)	・全道一の面積を擁する森林資源を活用した施設の木造化・木質化や、豊富な風力、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用促進、豊かな自然と調和した脱炭素型の地域づくりを推進します。
	・AI等の情報技術を活用した、多種多様な一次産業の省力化と高効率化を達成し、産業の脱炭素化と生産力向上を実現します。
	・天塩川や大雪山など特色ある自然のほか、豊富な農産物や海産物、乳製品等の食などの地域の資源を活用した体験・滞在型ツーリズムを推進し、地域の関係人口の創出・拡大を図ります。
オホーツク (オホーツク総合振興局)	・世界自然遺産や流氷など、豊かで優れた自然環境の保全、適正管理を推進するとともに、これらの有効活用を通じて関係人口の創出・拡大を図ります。
	・国内有数の生産力を誇る農林水産業の省力化・効率化を推進し、生産力向上と脱炭素化を達成します。
	・林地未利用材や家畜排せつ物を活用したバイオマスや、太陽光などの地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの地産地消の推進を図ります。

出典：「ゼロカーボン北海道推進計画（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）[改定版]）」（2022年3月（2023年4月一部修正）、北海道）

(c) 北海道循環型社会形成推進基本計画

循環型社会に向けた取り組みとして、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（平成20年北海道条例第90号、最終改正平成31年北海道条例第14号）に基づき、2012年4月に循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針や、北海道が総合的かつ計画的に講ずべき施策などの事項を定めた「北海道循環型社会形成推進基本計画」が策定されている。

この計画では、循環型社会の形成に関する施策の4つの基本方針として、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「バイオマスの利活用の推進」及び「リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興」が掲げられている。

また、2020年3月には、計画に基づく指標の達成状況や、社会情勢の変化などを踏まえて、後継計画となる「北海道循環型社会形成推進基本計画（第2次）」が策定された。

(d) 北海道生物多様性保全計画

自然共生社会に向けた取り組みとして、北海道らしい自然共生社会の実現に向け自然環境を守る取り組み全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という視点でまとめなおし、2010年7月に、今後の北海道における目標と方針を示した「北海道生物多様性保全計画」が策定されている。

この計画は、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」であると同時に、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年北海道条例第9号、最終改正平成27年北海道条例第8号）に基づく「北海道生物多様性保全計画」として位置付けられ、2015年9月に見直しが行われ、2024年11月に北海道生物多様性保全計画（第2次計画）として改訂されている。

見直された計画では、世界的な生物多様性に関する議論の動向や国の施策の動向等を踏まえた、北海道の施策の方向性を示したものでもあり、北海道の社会環境及び自然環境の状況を踏まえた4つの基本方針を定め、基本方針ごとに令和12年（2030年）までの中期目標を達成するため、実現している必要がある「目指すべき状態」や、取組を加速させていく必要がある「取るべき行動」が設定されている。

北海道生物多様性保全計画（第2次計画）における目標及び基本方針は、表3.2-41に示すとおりである。

表 3.2-41 北海道生物多様性保全計画（第2次計画）における目標及び基本方針

2050年までの 長期目標	2030年までの 中期目標	基本方針
道民の生活の向上と生物多様性の保全の双方が両立している「自然と共生する社会」の実現	生物多様性国家戦略2023-2030が目指すネイチャーポジティブの実現への貢献を視野に、自然とのつながりの重要性を実感し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性の損失の低減と、回復の増進を図る	方針1. 生物多様性の損失をもたらす危機への対処
		方針2. 生物多様性保全に資する土地の適正利用・管理
		方針3. 社会課題の解決や地域づくりへの自然の恵みの活用
		方針4. 自然とのつながりの実感による道民行動の変容

出典：「北海道生物多様性保全計画(第2次計画)」(2024年11月、北海道)

(e) 北海道自然環境保全指針

北海道自然環境保全指針とは、21世紀を展望した長期的視点に立って、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示すものである。この指針では、保全を図るべき自然地域が、「身近な自然地域」と「すぐれた自然地域」の二つに区分して整理されている。

ア. 身近な自然地域

芦別市の「身近な自然地域」は、表 3.2-42 に示すとおりである。

芦別市において、「三段滝公園」、「夫婦滝公園」、「農村広場豊岡公園」が存在する。

表 3.2-42 芦別市の身近な自然地域

市町名	身近な自然地域	概略面積	立地条件	環緑等	土地所有
芦別市	三段滝公園	2ha 以下	溪谷・河川等	非指定地	国有地
	夫婦滝公園	2ha 以下	溪谷・河川等	非指定地	国有地
	農村広場豊岡公園	2ha 以下	農耕地・人口草地	非指定地	民有地

出典：「北海道自然環境保全指針」（1989年7月、北海道）

イ. すぐれた自然地域

芦別市の「すぐれた自然地域」は、表 3.2-43 に示すとおりである。

芦別市において、「芦別岳」、「嵯山」、「夕張岳」、「芦別岳高山帯」が存在する。

表 3.2-43 芦別市のすぐれた自然地域

名称	要素	内容	主要な位置
芦別岳	日本を代表する高山植生	ハイマツ・コケモモ群落、高山ハイデ及び風衝草原等	夕張岳、屏風岳、芦別岳、鉢盛山周辺
	特殊鳥類繁殖地	クマゲラ	夕張岳、芦別岳周辺
	特異な地形・景観	岩峰	夕張岳、芦別岳、嵯山
嵯山	特異な基岩に基づく植生	石灰岩植生、リシリビャクシン、カトウハコベ、ヒロハヘビノボラズ、エゾオオケマン、ヒメナットウダイ、ミヤマハンモドキ等	嵯山
夕張岳	特異な基岩に基づく植生	蛇紋岩植生、エゾクモマグサ、タカネエゾムギ、ナンブイヌナズナ、ハゴロモグサ、ミヤマハンモドキ、ホソバウルップソウ、ユキバヒゴダイーユウバリソウ群落等	夕張岳
芦別岳高山帯	天然林	ダケカンバ・ササ群落、エゾマツ・ダケカンバ群落、エゾマツ・トドマツ群落等	夕張岳、芦別岳高山帯周辺一帯

出典：「北海道自然環境保全指針」（1989年7月、北海道）

(f) 北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン

北海道では、「太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備に当たって、事業者が北海道の雄大な自然景観や街並み景観などの周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示すとともに、まちづくりの中心となる市町村や地域住民の方々の理解を深めること」を目的として、2015年11月に「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」が策定されている。

このガイドラインでは、北海道の景観特性を踏まえた「自然を生かした景観」、「ゆとりと秩序ある空間としての景観」、「歴史的な景観」及び「風土に適した景観」の視点に立った景観形成をめざすことが重要との考えから、自然的地域・観光地地域・沿道・田園地域・市街地ごとに景観形成上の配慮事項が示されている。

(g) 第2次芦別市環境基本計画

芦別市では、良好で恵まれた環境を保全し、活用し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくることを実践し、市内の環境を守り育てるため、「芦別市環境基本条例」（平成20年6月条例第28号）が制定されている。また、この条例を基本として、環境の保全や創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全・創造に関する基本的な計画として「第2次芦別市環境基本計画」（2020年3月発行）が定められている。

第2次芦別市環境基本計画における基本目標、取り組み方針及び具体的施策は、表 3.2-44 に示すとおりである。

芦別市では、「循環型社会を目指すために再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの促進」が施策に掲げられている。

表 3.2-44(1) 第2次芦別市環境基本計画における基本目標、取り組み方針及び具体的な施策

基本指針	基本目標	施策
<p>【生活環境】 循環型社会を構築し、ごみゼロ社会を目指します</p>	<p>1. ごみ減量とリサイクル ■ 1日1人あたりのごみの排出量を10%減量化します ■ リサイクル率を40%まで向上します ■ 事業系ごみ排出量の減量化を目指します ■ 不法投棄回収量の減量化を目指します</p> <p>2. エネルギーの有効活用 ■ 再生可能エネルギーの導入と省エネルギーを促進により、循環型社会を目指します</p> <p>3. 環境美化の促進 ■ ごみのない美しいまちを目指します ■ 環境美化意識やモラルの向上の啓発に取り組みます ■ 不法投棄や不法焼却(野焼き)には厳しく対処します</p>	<p>【市の具体的な取組】 ■ 一般ごみを減らす ■ 生ごみを減らす ■ 容器包装を減らす ■ 事業系ごみを減らす ■ 資源物の回収を促進する ■ 再利用を促進する ■ 再資源化を促進する ■ 家庭系ゴミの適正化を推進する ■ 事業系ごみ排出量の減量化を目指します ■ 不法投棄回収量の減量化を目指します ■ 災害廃棄物の処理体制の構築 ■ 不法投棄対策の推進 ■ グリーン購入・調達率の率先 ■ 環境教育に積極的に取り組む</p> <p>【市民の取組】 ■ 生ごみの減量 ■ ごみの適正な分別 ■ マイバックの持参 ■ 不法投棄やごみのポイ捨てをしないこと ■ 多様な場における環境教育への参加</p> <p>【市の具体的な取組】 ■ 再生可能エネルギーの導入 ■ 省エネルギー型社会の実現</p> <p>【市民の取組】 ■ 再生可能エネルギー設備の導入</p> <p>【事業者の取組】 ■ 再生可能エネルギー設備の導入 ■ 市民や市に対して、再生可能エネルギーの種類、動向、事例などの情報提供</p> <p>【市の具体的な取組】 ■ 地域ぐるみの美化活動(全市一斉親子クリーン作戦、環境美化里親制度など)の推進 ■ 空き缶、タバコなどのポイ捨て及び犬猫のふんの放置対策の推進 ■ 空家・空き地の管理対策の推進</p> <p>【市民の取組】 ■ 全市一斉親子クリーン作戦、環境美化里親制度などの町の美化活動への参加 ■ タバコ、空き缶などのポイ捨て及び犬猫のふんの放置をしないこと</p> <p>【事業者の取組】 ■ まちの美化活動への協力</p>
<p>【自然環境】 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます</p>	<p>1. クリーン農業の促進 ■ クリーン農業を促進し 農薬や化学肥料の適正な使用を進めます ■ 家畜ふん尿などの排せつ物をたい肥化するなど有機物資源としての活用を進めます</p> <p>2. 森林の保全と活用 ■ 地球温暖化防止や林業の活性化を図るため森林整備事業を確保します(平成30年度森林整備事業の実績380haを400haに拡大する)</p>	<p>【市の具体的な取組】 ■ 農地の適正管理 ■ 豊かな土づくりの推進 ■ 家畜排せつ物の適正管理 ■ クリーン農業の推進 ■ 地産地消の推進</p> <p>【市民の取組】 ■ 安全・安心な農作物の購入及び地産地消の推進 ■ 家庭菜園や園芸などにおける減農薬栽培や有機栽培の推進</p> <p>【事業者の取組】 ■ 農薬や科学肥料の適正しようなどクリーン農業の推進 ■ 農地及び農業関連施設の適正な維持・管理</p> <p>【市の具体的な取組】 ■ 公益的機能別の森林整備 ■ 森林学習の開催 ■ 地産地消を推進するための木質バイオマスの普及</p> <p>【市民の取組】 ■ 森林保全活動への積極的な参加</p> <p>【事業者の取組】 ■ 経済性だけでなく公益性にも配慮した森林づくり ■ 地材地消を推進するための木質バイオマス活用への取組</p>

出典：「第2次芦別市環境基本計画」(2020年3月、芦別市)

表 3.2-44(2) 第2次芦別市環境基本計画における基本目標、取り組み方針及び具体的な施策

基本指針	基本目標	施策
<p>【自然環境】 人と自然が共生し、豊かな自然環境を未来へ引き継ぎます</p>	<p>3. 野生生物の保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ■野生生物の生息しやすい環境を守ります ■自然と共生し、豊かな自然環境づくりに努めます ■特定外来生物の駆除に努めます 	<p>【市の具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然と野生生物との共存対策の推進 ■野生生物による農林業などへの被害防止対策の推進 <p>【市民の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然観察会や環境学習などを通じた野生生物との共存対策の学習 <p>【事業者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■開発行為における野生生物の生息・生育の場である自然環境への配慮
	<p>4. 良好な水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため水洗化を促進します ■限りある資源を有効利用し安全で良質な水道水の安定供給を図ります 	<p>【市の具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■生活排水対策の推進 ■良質で安全な水の安定供給 ■工場・事業場の排水対策の推進 ■農業・畜産系の排水対策の推進 <p>【市民の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活における節水と水をできる限り汚さない取組 ■良好な河川環境を維持するため、地域での清掃活動への参加 <p>【事業者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業活動において水をできる限り汚さない取組 ■農業では減農薬、化学肥料の適正使用及びのうちの土砂流出防止 ■工場や事業場からの排水の適正な処理と管理
	<p>5. 都市緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■安全な道路環境の確保に向けた街路樹の適切な維持管理を進めます ■色彩を統一した景観づくりを進めます 	<p>【市の具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■街並みと調和のとれた剪定 ■適切な維持管理のため樹木の伐採や植替え ■町内会などと連携した花いっぱい運動の推進と一定の植栽基準に向けた調整 <p>【市民の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■街路樹の落ち葉処理への協力 ■植樹ますの整備への協力 ■花いっぱい運動への協力
	<p>6. 地球温暖化防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地球温暖化の防止に向けた身近な取組を推進し、地球環境の保全に貢献します 	<p>【市の具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■温室効果ガスの削減を目指した「地球温暖化防止実行計画」の推進 ■再生可能エネルギーのよう、省エネルギー型社会の実現による二酸化炭素の発生抑制 <p>【市民の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地球温暖化など地球環境問題の意識を高めるための講習会などのへの参加 <p>【事業者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業所内で二酸化炭素排出抑制を掲げるなど地球温暖化を考慮した取組

出典：「第2次芦別市環境基本計画」（2020年3月、芦別市）

表 3.2-44(3) 第2次芦別市環境基本計画における基本目標、取り組み方針及び具体的な施策

基本指針	基本目標	施策
<p>【教育・学習 環境】 市民、コミュニティ及び事業者が環境の取組に参加し、環境意識を高めます(教育・学習環境)</p>	<p>1. 環境教育と環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■すべての人を対象とした環境学習機会の提供を進めます ■小中学校の教育活動全体を通じて環境教育に取り組みます 	<p>【市の具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■多様で複雑な環境を理解する知識の習得と環境問題の解決に向け、適切に判断し、行動できる脂質や能力などを育成する各種講座や講演会の開催(社会的教育) ■参加・行動型の学習と体感する学習機会の充実(学校教育) ■地域・家庭と連携した学習活動の推進(学校教育) <p>【市民の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■家庭で環境問題について話し合い、環境を守ることの大切さを伝えること ■日常生活と環境のかかわりについて考えること
	<p>2. 市民等の自発的な活動の推進・市民等の参加機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■それぞれの立場に応じた環境保全のための具体的な行動を実践します ■環境保全のための具体的な行動を促進するため、環境に関する情報を積極的に提供します 	<p>【市の具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境への関心を高めてもらうため、市民・事業者・民間団体への参加機会を確保します ■広報誌やホームページなどを活用した環境に関する情報の積極的な提供 <p>【市民の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然探勝、森林学習会などの環境に関する事業への参加 <p>【事業者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然探勝、森林学習会などの環境に関する事業への協力

出典：「第2次芦別市環境基本計画」(2020年3月、芦別市)

(h) 芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン

芦別市では、太陽光発電施設の設置に関し、自然環境や景観等との調和や周辺住民への説明、施設の適切な維持管理、事業終了後の施設の撤去・処分に配慮することで、太陽光発電施設が円滑に導入することを目的に2022年4月に「芦別市自然環境、景観等と太陽光発電施設の設置との調和に関するガイドライン」が制定されている。

このことから、太陽光発電施設の設置を計画している事業者は、法令やガイドライン等に沿って、必要となる手続・届出を行うこととなる。

また、本ガイドラインでは法令上開発行為が厳しく制限（原則不許可等）されている区域以外に、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される区域を、「設置に適さない区域」として定めている。本ガイドラインで定められた「設置に適さない区域」は表 3.2-45 に示すとおりである。

ガイドラインで定められている遵守事項は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <p>事業者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 関係法令及び事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定）を遵守すること。(2) 周辺関係者との協調を保つこと。(3) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。(4) 自然環境及び景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、既存の地形、樹木等を生かしながら、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等を設けて遮蔽する等の対策を講じ、周囲の良好な景観に支障を与えないよう自然環境及び景観との調和に配慮すること。(5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。(6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。(7) 住宅地に近接する場所に太陽光発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音、振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽、緩衝帯の設置等により近隣住民の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。(8) 法令上の規制がない地域においても、災害発生のリスク、良好な景観の阻害、自然及び生活環境への影響が懸念される場合は、関係者と十分に協議し、周辺関係者及び周辺環境に十分に配慮すること。(9) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応を図ること。(10) 施設を廃止した場合は、速やかに事業者の責任により撤去等適正に処理すること。(11) 事業を承継する場合は、把握している又は予想される管理運営、廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。 |
|---|

表 3.2-45 (1) 設置に適さない区域

区域の名称等	説明	関係法令
農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている区域 農業振興地域整備計画で農用地区域とされた区域内の農地又は採草放牧地	農地法 農業振興地域の整備に関する法律
保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域で、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている区域	森林法
河川区域	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある区域 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域	河川法
砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定され、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域	砂防法
地すべり防止区域	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域	地すべり等防止法
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

表 3.2-45 (2) 設置に適さない区域

区域の名称等	理由	関係法令
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他の区域に比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
① 各住居専用地域 ② 各住居地域 ③ 各商業地域	① 住居の良好な住環境を守るための地域 ② 住居の環境を保護するための地域 ③ 商業等の業務の利便の増進を図る地域	都市計画法
埋蔵文化財包蔵地	適切かつ円滑な発掘調査や、発掘された遺跡や出土品の友好的な保存・活用を行うために、埋蔵文化財全体を守ることが必要な区域	文化財保護法
鳥獣保護区及び特別保護地区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(空白)